

令和元年9月定例会

まちづくり常任委員会会議録

招 集 月 日	令和元年9月9日(月)
会 議 場 所	市役所 5階 理事者控室
開 議 日 時	令和元年9月9日(月) 午前9時00分
閉 会 日 時	令和元年9月9日(月) 午後4時45分
委 員 長	市ノ川 徳 宏
委員会出席委員	
委 員 長	市ノ川 徳 宏
副 委 員 長	芝 寄 和 好
委 員	阿 部 慎 也 田 中 克 美 秋 谷 修 川 崎 葉 子
委員会欠席委員	
議 長	
委 員 外 議 員	なし
傍 聴 者	

議 題

議案番号	議 題 名	審査結果
第 7 3 号	鴻巣市都市公園条例の一部を改正する条例	原案可決
第 7 4 号	鴻巣市ふるさと総合緑道休憩施設設置及び管理条例の一部を改正する条例	原案可決
第 7 5 号	鴻巣市人工地盤上に設置される公園条例の一部を改正する条例	原案可決
第 7 6 号	鴻巣市建築確認申請等手数料徴収条例の一部を改正する条例	原案可決
第 7 7 号	市道の路線の認定について	原案可決
第 7 8 号	鴻巣市下水道条例の一部を改正する条例	原案可決
第 7 9 号	鴻巣市上水道給水条例等の一部を改正する条例	原案可決
第 9 0 号	令和元年度鴻巣市一般会計補正予算（第 4 号）のうち本委員会に付託された部分	原案可決
第 9 3 号	令和元年度鴻巣都市計画事業北新宿第二土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）	原案可決
第 9 4 号	平成 3 0 年度鴻巣市一般会計決算認定についてのうち本委員会に付託された部分	原案可決
第 9 6 号	平成 3 0 年度鴻巣市農業集落排水事業特別会計決算認定について	原案可決
第 9 8 号	平成 3 0 年度鴻巣都市計画事業北新宿第二土地区画整理事業特別会計決算認定について	原案可決
第 9 9 号	平成 3 0 年度鴻巣都市計画事業広田中央特定土地区画整理事業特別会計決算認定について	原案可決
第 1 0 1 号	平成 3 0 年度鴻巣市水道事業会計利益の処分及び決算認定について	原案可決 及び認定
第 1 0 2 号	平成 3 0 年度鴻巣市下水道事業会計利益の処分及び決算認定について	原案可決 及び認定

委員会執行部出席者

(都市建設部)

都市建設部長

大塚泰史

都市建設部副部長

三村正

都市計画課長

島村信行

都市計画課副参事

堀岳夫

建築住宅課長

関口敬一

建築住宅課副参事

中島隆晶

都市建設部参事兼市街地整備課長

清水千之

市街地整備課北新宿第二土地区画整理事務所長

中越好康

都市建設部参事兼道路課長

中根治人

道路課副参事

大堀勝彦

下水道課長

山崎眞也

下水道課副参事

原口登志美

都市建設部参事兼水道課長

矢部正樹

水道課副参事

原口均

都市建設部参与兼産業団地プロジェクト

福田順一

産業団地プロジェクト課長

戸ヶ崎徹

吹上支所長

瀬山慎二

川里支所長

関根和俊

書記 小野田直人

書記 中島達也

(開議 午前9時00分)

(委員長) これより本日の会議を開きます。

議案第94号につきましては執行部の説明が終わっております。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(田中) おはようございます。それでは、歳入のほうから質問をさせていただきます。

まず、23ページ、道路課の市道及び水路敷占用料についてお尋ねをいたします。8,200万と結構高額なのですが、どのようなものについての収入でありますか。

(道路課副参事) 占用料についてです。大きく分けまして、道路占用にかかわるもの218件分、金額にしますと約7,812万5,000円になります。水路占用、こちらが77件、約463万8,000円になります。

以上です。

(田中) 道路占用について、具体的にどういったものについてなのでしょう。

(道路課副参事) 道路占用の内容についてですけれども、道路占用、こちらのほうは電柱3,915本、ガスパ이프約25万9,000キロになります。

(田中) では、続きまして41ページのエルミ鴻巣の株式の関係があると思うのですが、配当金があって、売払収入があるのですが、これはもうここで一旦打ち切って、収入として記載、前年で記載しているのでしょうか。

(都市建設部参事兼市街地整備課長) まず、配当金におきましては、こちらの30年度の収入につきましてはの配当金は、30年度ですから29年3月の時点のエルミ鴻巣の29年度の……これは、時点の純資産をもとに30年度に総会を経て配当が決まった額が入れられたというものでございます。売払収入のほうにつきましては、30年4月に株をグンゼ開発株式会社のほうへ売却いたしまして、その分の収入となっております。

以上です。

(田中) 今の説明だと、年度の変わりの関係もあるかもわからないのだけれども、もう1期分配当金が入るのかどうかということです。来年、

今年度分。今年度分というか、ことしの令和元年分ということ。

（都市建設部参事兼市街地整備課長）昨年度、株式を6,200株売却しまして、現在市の所有株が7,848株。これに対して今年度は配当金が株当たり500出ていますので、その歳入は令和元年度としてまた入ります。以上です。

（田中）続きまして、107ページなのですけれども、これは道路課かな。交通安全対策の関係のゾーン30整備事業、ちょうど真ん中辺です。これ毎年ちょこちょこっとやっていると思うのですが、このゾーン30の希望という、要するに県のほうが多分やるとかというように説明を受けたのですけれども、流れ的にうちのほうをやってくれとかという希望というのは出せるのでしょうか。

（道路課副参事）ゾーン30、こちらのほうの事業の目的、考え方なのですが、住宅が密集した区域を指定し、交通安全対策として外側線、「止まれ」、ゾーン30、ドットライン、ベンガラ舗装などを設置して、歩行者、児童の安全な交通環境を確保するための事業としてとり行っております。実際にその区域を県警及び市のほうと定めまして事業化にしていくところです。したがって、区域の指定につきましては、特別要望とか、そういったものではなく、あらかじめ住宅が密集した地域であるという条件、また通学路、そういった条件等がございますので、一様にご希望と要望という形では、ちょっと申しわけないことながら、かなえられないということがございます。

以上です。

（田中）この点についてもう一点お聞きしたいのですが、白地で描いたゾーン30はこっちの市のほうでやっていると思うのですが、ただ30と描いてある黄色のラインがあって、これはどこがやったのだといたら、前、警察のほうですか、その整合性というか、これはあるのですか。黄色い線が、学校が確かにそばにありましたが、黄色い線で30というのがあるのですが、これは警察のほうに希望すれば、これは引いてもらえるものなのですか。

（道路課副参事）ただいまの質問なのですが、区画線、こちらについま

しては一般的に道路課が、道路管理者が所管する区画線、これは具体的に申し上げますと、お話今ありましたゾーン30の文字、絵を初め、センターラインでも白いもの、外側線、当然グリーンベルト、あと路面標示の中で安全系をやる、例えば学童注意などがございます。それと、あとは白い線ではありますが、規制が伴うもの、これは交通管理者と申しまして、警察が管理しております。こちらにつきましては、ただいまご質問の30の速度規制の話、それや黄色い区画線、横断歩道、停止線、こういったものがあるのですが、ゾーン30区域内に30の文字が残っている、黄色い文字が残っているものについては、県警が立ち会い判断のもと、じきに消えるだろうという判断のもとで、そちらを残してある状況というのがございます。そういったことから、県警のほう、見て立ち会いながら、ゾーン30区域内であれば自然に消えるという判断でございます。また、一般のところにつきましては30の規制の文字ありましたときには、警察に対してこちら市のほうからも要望をしながら、順次安全対策を進めていきたいと思っております。

以上です。

(田中) それでは、一応これから歳出のほうの質問をさせていただきたいと思えます。

271ページの上から7行目ぐらいにあるのですけれども、ちょっと郷地落排水路改修事業1,300万とかというのがあるのですけれども、これちょっと私もいろいろろちょろしているのですが、郷地落の工事の場所がちょっとわからなかったもので、これを教えてください。

(何事か声あり)

(田中) 違ったの、これ。農政ではないの。271ページ。だめだったら変えます。下水道課にもある、下のほうに。農集……工事やった人なら場所ぐらいわかるのでは。それだけだから、聞くのは。だめ。

(都市建設部参事兼道路課長) 場所なのですけれども、内田ヶ谷線、鴻巣ゴルフ場と逆側の水路が、郷地落に排水路があって、それがその路線なのですけれども、ちょっと……内田ヶ谷線をゴルフ場と逆に……

(何事か声あり)

(都市建設部参事兼道路課長) そうです。真横にずっと行く路線なのですけれども。

(何事か声あり)

(都市建設部参事兼道路課長) 何もないところなのです、本当に。

(何事か声あり)

(都市建設部参事兼道路課長) 「陸王」で撮影したところ……

(うんうんの声あり)

(都市建設部参事兼道路課長) ご存じですか。

(「陸王」のねの声あり)

(都市建設部参事兼道路課長) そうです。

(桜のの声あり)

(都市建設部参事兼道路課長) 桜よりももっと……

(西裏じゃないの声あり)

(都市建設部参事兼道路課長) 桜よりも……

(並行しての声あり)

(都市建設部参事兼道路課長) 並行して上というのですか、ゴルフ場のほうです。そうです。

(結構幅あるやつだよねの声あり)

(都市建設部参事兼道路課長) 幅はそんなでもなかったです。素掘りの水路をコンクリートに、柵渠にするという工事……

(通り抜けする道の端のやつの声あり)

(都市建設部参事兼道路課長) 小宮橋ご存じですか。小宮橋というのがあるのですけれども、その周辺。

(田中) 済みません、後で地図で教えてください。以上です。

それでは次に、283ページのだ真ん中より下、道路賠償責任保険料なのですが、73万5,000円、これよく道路で落ちたとか、車傷ついたとかというやつの保険料がこの支払いなのですか。

(道路課副参事) こちらのほうの道路賠償責任保険、賠償補填及び賠償金39万1,751円のことだと考えておりますが……

(何事か声あり)

(道路課副参事)失礼いたしました。ただいまの道路賠償責任保険料73万5,880円、こちらにつきましては市が道路災害賠償保険として保険契約を結んでいるほけんショップアイという会社、こちらに引き受けていただいている金額になります。

(田中)だから、今のは市が、市道がどこかぐあいが悪くなったものの補償なのか、のような雰囲気の説明だったのですけれども、道路で傷ついたりとかという補償では。どっちの保険料なのか、保険金、保険料か。

(道路課副参事)今の内容なのですが、市のほうが掛けている保険金、年間の保険金額になります。参考までに、道路約1,140キロ分、道路の賠償責任保険として対人3,000万、1事故5億円、対物1,000万円、こちらで掛けさせていただいている保険金額ということになります。

(都市建設部副部長)補足なのですが、道路賠償責任保険料は市が管理する道路、こちらにおきまして事故が発生した場合に、道路管理者の過失により支払わなければならない保険料の賠償責任保険料という形になります。

(田中)確認なのですが、最初に聞いた、要するに車が傷ついたりとか、穴ぼこでけがしたとか、そういうものの保険料ということではよろしいのですよね。

(都市建設部副部長)おっしゃるとおりです。

(田中)その内容なのですが、プラス・マイナスと言ったら失礼なのですが、保険料と実際に払われる額、毎年一応査定をしていると思うのですが、その辺は掛金と支払いの額というのはどのようになっているのでしょうか。多くなったら次の年が上がるのか、そういう形なのではないでしょうか、その辺ちょっと教えてください。

(都市建設部参事兼道路課長)毎年大体見積もりをとるとこれぐらいになりますので。昨年、ちなみに4件ございましたけれども、支払った額と保険料を比較した場合というご質問だったのですが、示談で支払った額のほうが少なかったです。去年4件示談を行いまして、合計が39万1,751円ということになっております。ちなみに、その前の年、平成29年

は5件ございまして、55万1,594円の示談ということになっております。以上です。

(田中) それでは次に、291ページの道路課の下のほうのなのですが、道路改良事業なのですが、これちょっと説明、天神と言ったような気がしたのだけれども、年度ごとに工事をやってきて、多分またいでいたと思うのですが、この1,200万というのは、これ用地買収まで含んでの、何か拡幅、間違っていたらあれなのですけれども、一応天神のほうで推測をして質問をしているのですけれども、用地買収を含んでの金額なのでしょうか。

(道路課副参事) 道路改良事業、金額約1億2,200万でよろしいかと思うのですが、こちらにつきましては道路拡幅の用地費、またそういったものの委託料、そのほか工事請負費、物件移転補償料などが含まれている事業内容です。お話の天神、恐らく4丁目、市道A-2035号線のことだとちょっと推測はさせていただき……天神3丁目です。失礼いたしました。天神3丁目、2035号線、あちらは天神……3の交差点ですか、それのほうから東日本科学のほうに向かってのお話になっていると思います。そちらのところの内容につきまして、用地費、こちらについても含まれて、今回決算のほうを上げさせていただいているところです。含まれている2035号線につきましては、そちらのところの用地費及び分筆測量費、それと工事請負費、こちらが今回の決算に含まれております。以上です。

(田中) あそこちょっと年度の前にもちょっと工事やっていたと思うのですが、この決算のほうのはどこの部分というか、あそこの加須県道の1本向こうの交差点の右角の畑の部分か、左側の今造成しているところもあるのですが、セットバックしていると思うのですが、ちょっと細かく聞いて申しわけないのだけれども、一応地元なので、年度がわりで多分残っていた部分は右だけだったと思うのですが、金額が結構大きいので、その辺ちょっと詳しく聞きたいと思います。

(道路課副参事) ただいまの内容、市道A-2035号線、委員おっしゃられます用地のほうになります。対象となってくる用地、先ほどご指摘の

あった場所の筆分、1所有者分となります。そちらのほうを用地を購入いたしまして、路線の左側、分譲地側につきましては、あちらは既に入収済みとなっております。ですので、この決算上は計上はされておられません。そちらの県道から入った交差点より若干手前の部分から、東日本科学のところのやや急なところのカーブの先までの部分について、今回工事請負のほうも決算上載せさせていただいております。

なお、2035号線のほうの工事費につきましては、1,849万3,420円がこちらに含まれております。用地費につきましては約450万円、補償費について約200万円、以上がかかっている経費になります。

以上です。

(田中)今の説明だと、ちょっと金額が合計して合わないのです。用地費、補償費、そして工事費の合計。それと、これほかのところの部分も入ったの金額なのだとおっしゃれば理解できるのですが、その辺ちょっと確認したいです。

(道路課副参事)こちらのほうの道路改良事業につきましては、市全体の道路改良事業予算となっておりますことから、工事費につきましては全道路改良工事21件分が含まれております。用地費につきましては、用地購入10件が含まれておまして、物件移転補償料、こちらについては13件、こちらの合計になります。よろしくお願ひします。

以上です。

(田中)今のは了解しました。

それでは次に、次のページです。293ページ、道路課のほうだから、橋りょう維持事業なのですが、これ1億2,245万2,600円、これはまだやっているというか、あそこの2.7メートルの橋梁のことなのかなと思ってちょっと確認したいのですが。

(道路課副参事)2.7メートルのところ、赤見台歩道橋のことだというふうに思っております。赤見台歩道橋につきましては、こちら工事のほうを含まれておりますが、工期につきましては昨年12月の議会におきまして補正予算と繰越明許、こちらについても同時に議決いただいた案件です。全体的な赤見台歩道橋につきましてはですが、全体的には請負額7,981万

2,000円となっております。なお、繰り越しのほうを4,791万2,000円、こちらを行っている関係で、こちら決算に上げさせていただいたのは工事に係る前払金3,190万円、こちらの部分をこちら決算のほうに載せさせていただいております。

以上です。

(田中) この道にこの間ちょっと通ったのですけれども、多分半分というか、要するに車線が2つあって、片方ずつやっていたかなという感じだったのですが、やっていないほうを交互通行していたと思うのですが、自動の信号機で青赤に変わる。何かすごく危ない。まだ事故があったかどうかわからないのですが、自然に絞っていってしまうので、信号をちょっと見落としていって、反対車線から来てがっちゃんこというのがあるような状況だったと思うので、後でこちらのほうでもちょっと確認をしていってもらいたいと思うのです。どういう状況かというのはわかると思うので。私もたまたまこの間通ったのですが、赤気づかないで突っ込みました。途中でバックしましたけれども。そういう状況が考えられたので。最近水路側のほうが多分工事だったかな、そっちを通行にしていたのかな。だから、駅側のほうを工事しているのかな、半分。その辺の通行のちょっと危険性を感じたので、後でちょっと確認をしてもらいたいと思います。

(道路課副参事) 現地確認させていただきます。ありがとうございます。以上です。

(田中) 次に、301ページの下のほうの5行目ぐらいの道路課のやつの三谷橋大間線の2期工事の整備事業なのですが、これのほうは、なから完成というかしつつあると思うので、その進捗状況、あとどのくらいだとかというのをちょっとお聞きしたいのですが。

(道路課副参事) 進捗状況を申し上げます。現在用地買収率と申しますか、全て契約ができています数字になります。現在38.62%(P9「平成30年度末78.62%」との発言訂正あり)。対象となってくるのが、買収面積全体で2,996平米程度、こちらのうち2,355平米契約のほうをしております。以上です。

(田中) あと、これからやらざるを得ない場所、交差点も今改良していると思うので、し終わったというのかな。だから、どの辺が残っているか。路線でいくと、私がぱっと見たのはバイパスから旧道のところなのですが、多分これそのほかにもあると思うので、その残りの部分の計画について、できる範囲で教えていただきたいと思います。

(道路課副参事) 1点失礼していました。今し方進捗率のお話しさせていただいたところ、平成30年度末の数字申し上げた状態です。それはご了承くださいたいと思います。

続いて、今現在、今後の予定ということなのですが、平成30年度末で残用地件数11件となっております。平成30年度末で用地買収の残件数11件です。今年度につきましては、今現在交渉中で進めているところございます。順に宮地交差点のほうから鴻神社前交差点に向かって買収のほうを進めさせていただければということで進めているところです。順次契約ができ、引き渡しを受けたところから工事のほうを順に入っていきたいと考えております。

(何事か声あり)

(道路課副参事) 済みません、たびたび。訂正のほうをさせていただきたいと思います。

用地買収率、私ちょっと読み間違えございました。平成30年度末、78.62%、こちらが正解になります。まことに申しわけありませんでした。以上です。

(田中) 次に移らせていただきます。これ時間大丈夫ですか。30分たってしまったので。

(何事か声あり)

(田中) いいですか。あと3点ぐらいで終わりにしますから、済みません、もうちょっとお願いします。309ページの、これいいのですよね、うちのほうの管轄ですよね。309ページ、元荒川[川の国埼玉はつらつプロジェクト]緑道等整備事業、1,000万ちょいなのですが、これって何か説明でちらっと、元荒川の害虫がどうのこうのと言ったような気がしたのだけれども、1,000万もかけてそういうのをやるのかという疑問があった

ので、質問をします。

(都市計画課長) ご説明いたします。

この川のプロジェクト事業というのが、今まではふるさと総合緑道維持管理事業という大きなくくり、全庁のくくりがあったのですけれども、今回昨年、川のプロジェクトというのを旧の吹上の町なかに、要は皆さんにちょっと親しんでいただこうということで、要は下までおりられるようにスロープをつくっていただいたり、あとカヌーの発着所だとか、あとデッキみたいなので皆さんにおりていただくような事業を、北本県土さんで事業を行っていただいています。その部分の、要は元荒川の両岸にある元荒川の桜、そのいわゆる害虫駆除であるとか、あと樹勢回復とか、そういうものが今までのふるさと総合緑道の中に入っていたものを抜き出して、川のプロジェクトの区域の中に入れ込んだので、あそこの元荒川の両端にある桜のところの部分の金額になります。

(田中) 次に、315ページ、また申しわけないのですけれども、これは金額大したことないのだけれども、百日堀雨水ポンプ保守点検業務委託なのですが、このポンプのある場所がちょっと私の記憶にないので、ちょっとそこも教えていただきたいのですが。

(下水道課長) お答えします。

神明にある元市営住宅地のあたりになります。

(田中) 次に、最後になると思います。317ページの市営住宅解体事業なのですが、ただ市営住宅解体事業ですけれども、52万4,000円ですよ。どこの……

(何事か声あり)

(田中) 言いましたか。わかりました。隣から答弁をいただいていたので。済みません。では、いいです。以上で終わります。

(川崎) それでは、283ページの道路台帳整備事業というのがあります。これにつきまして、るるご説明もあったかと思えますけれども、このことについてもう少し詳しい説明と、これについてまた希望者は閲覧できるようになっていますね。これホームページでも載っていました。何人ぐらいそういう希望者というのはいるのでしょうか。

(道路課副参事) 日常窓口で行っておりますお客様との相対の関係で、件数、残念ながらちょっとデータ等はとっておりません。

以上です。

(川崎) 道路台帳整備事業というので、そのとおりののかもしれませんけれども、もう少しこのことについて詳細な説明をお願いしたいのですか。

(道路課副参事) 当初読み上げの中でも、再度繰り返しちょっとお話になります。道路台帳整備事業につきましては、13節、主な委託料なのですけれども、主に川里地域の国土調査の内容に変更するシステムの補正、それと管理システムを保守するためのものがございます。道路台帳修正委託料につきましては、道路の新設、新しく認定をする、こういったことなど、新設など移動に対応するため、測量、道路台帳、道路管理システムの補正業務をこの業務委託料の中で実施しているところです。内容につきましては、委託料の中、主なものについては川里地域のものです。ほかにも道路台帳のほうにつきましては、台帳の当然修正、こちらが各地域ごと、旧鴻巣地域、吹上地域、これにつきましては業務委託価格で1,713万9,600円、川里地域の道路台帳修正、こちらにつきましては135万円、それと道路情報監理システム、こちらについては鴻巣地域のエリア査定を実施した区域、こちらに約345万円、こちらの支出を行いまして、合計2,194万5,600円となっているのが大きな内容となっております。以上です。

(川崎) 主に川里地域ということでありましたけれども、なぜなのか、ちょっと教えていただきたいのです。あと、鴻巣のほうでエリア査定というお言葉が今ありましたけれども、どのようなエリアなのか、お願いいたします。

(道路課副参事) まず、川里地域の関係です。川里地域のほとんどのエリア、国土調査というのを実施しております。官民境界のみならず、個人の民界、こちらについても以前調査を行って、民界の点についても台帳登録をさせて、座標処理させていただいている状況です。そのため、座標点の変換、そういったものがあつた場合に、また分筆、分合筆等が

行われた場合に、その台帳を補正する内容となっております。

一方、エリア査定の区域になります。これ鴻巣の中央、宮地、大字鴻巣地域、それと天神、生出塚、人形、本町、こちらの地域になりますが、道路のところを既に隣接者立ち会いをして、市のほうで座標管理してある区域となっております。

以上です。

(川崎) 川里のことなのですがけれども、国土調査を行っているということで、ちょっとよくわからないのですがけれども、何で川里だけ国土調査を行っているのですか。これ旧川里で云々という話は前に聞いているのです。ちょっとよくわからないのです、意味が。なぜ川里だけこういうことをやっているのかと言ったら変なのですがけれども、整える必要があるという意味なのか。

(委員長) 暫時休憩します。

(休憩 午前 9 時 4 5 分)



(開議 午前 9 時 5 2 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(都市建設部参事兼道路課長) 川里につきましては、合併前の時代に、境界が決めやすいという地区であることから、国調入っております。鴻巣におきましては、エリア査定ということでエリアを決めて、境界を明らかにするというで行っております。

以上です。

(川崎) これもちょっとまた詳細にという形でお聞きするのですが、285ページの建築課の建築確認事業というところですか。電子データということで、臨時職員を使ってやったという、ちょっとこの内容についてお聞かせ願えますでしょうか。

(建築住宅課長) この建築確認事業のうちの臨時職員賃金なのですが、これについてはもともとは建築確認申請があったものを、これ通常紙で申請されてきますので、これをデータ化するという事業で、以前はこれをまとめて業者委託というような形でやっておったのですが、やはり個

人情報がかなり含まれておりますので、こういったようなものを外部に出すのは情報漏えいとかの問題があって好ましくないということで、内部でやろうというようなことになりました。比較的単純な作業ですので、職員でやるよりは臨時職員を雇ってやったほうがいいたろうということで、昨年度からこの臨時職員を入れてやるようにしております。

(昨年度というののはの声あり)

(建築住宅課長) 平成30年度より臨時職員でやっております。

(川崎) では、291ページのところになります。288から291ページのところなのですけれども、まずアンダーパスのポンプ場設備管理委託料ということで関連してお聞きをいたしますけれども、きのうも台風で、大雨というよりは風のほうが強いような感じではありましたが、三谷橋大間線のアンダーパスのことだと思いますけれども、このアンダーパスがちょっと水位が上がると通行どめが自動で出ますね。その件数というのでしょうか、意外に私もすぐ近くなのでよく通るのですけれども、余り規制に当たったことがなくて、そのぐらい舗装もよく雨水が浸透するようにもなっているということもお聞きしておりますし、それなりに整備をしていると思うのですが、このアンダーパスがいわゆる通行どめを出した件数というのでしょうか、それは昨年度どのぐらいあったのでしょうか。

(都市建設部参事兼道路課長) まず、このアンダーパスの中で、通行が禁止になるときは風船が出て、びらびらびらっとなつてとめるのですけれども、それが出た件数ということなのですけれども、台風とか大雨で去年ベースで1件、それと雪の関係で1件ということでございます。以上です。

(川崎) 非常に少ないわけなのですけれども、それが出てから、要するに規制が解かれるまでというのはおおむねどのぐらいの時間なのでしょうか。

(道路課副参事) その状況、状況によって個別の差がございます。バルーンが開いて通行どめ入りますと、職員のほうに連絡、メール等で来ます、バルーンが出たということで。それに伴いまして、職員のほうが現地に出向いて、現状の交通状況、地下の状況、目視確認しながら、水の

引きぐあい、一般的には水になりますが、水の引きぐあいなどを確認しながら規制解除を行います。実際にそのとき、そのとき降り方等で状況変わってきますので、何時間とか具体的なものにつきましては、申しわけないのですが、ケース・バイ・ケースと申し上げさせていただきます。以上です。

（川崎）ただ、去年は2回なのです。雨で1件、雪で1件、2件だったのでけれども、それでも大体1時間だとか、どのぐらいかかったとかということはわからないのですか。何十件もあるのだったらケース・バイ・ケースわかりますけれども、2件なので、どうだったのかなと思っています。

（道路課副参事）去年の記憶でまことに申しわけないところです。降雨時につきましては、1時間半から2時間程度だったと記憶しております。雪につきましては、下にトラックがおりて、上れなくなったという状況がございましたので、その時間、警察等の状況もあったことから、詳しい時間までは、申しわけないことながら記憶していない状況です。以上です。

（川崎）それでは、道路改修事業と、また改良事業ということで見ますと、これは決算報告書になるわけなのですが、決算報告書を見ますと、普通建設事業費が9億8,653万円、47.8%の増加になったということで、30年度に実施した主な事業は普通建設事業の状況にあるわけで、これは14ページ、15ページにあります。その中で補助事業と、また主な単独事業ということで分かれておりますけれども、この中でそれぞれ主な事業については書いてあるわけなのですが、ちょっと単独事業のところを見ますと、15ページ、資料のところです。決算報告書の15ページを見ますと、土木道路改修事業で決算額が1億7,653万2,000円というふうになっております。この決算のほうを見ますと、291ページの一番上、道路改修事業、この道路改修事業でいきますと2億1,679万7,379円というふうになっております。この差というのはどういうふうに捉えたらよろしいのでしょうか。

（委員長）暫時休憩します。

(休憩 午前10時01分)

(開議 午前10時05分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。
大丈夫ですか。

(いっぱいありますけど、いいですかの声あり)

(委員長) では、済みません、本当に。暫時休憩します。

(休憩 午前10時05分)

(開議 午前10時25分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。
(都市建設部副部長) 先ほどの川崎委員さんのご質問に対してのお答えさせていただきます。
決算報告書の15ページの道路改修事業、これの決算額と、決算書のほうの291ページ、道路改修事業の金額の相違というご質問でよろしかったと思うのですが、こちらにつきましては決算書のほうの道路改修事業、こちらにつきましては道路幅員4メートル、延長につきましては100メートル以上の維持補修したものにつきましても、こちらの決算書のほうには上がってきますので、実際のところ、この決算のほうの報告書と決算書では金額にちょっと相違が出てしまうと。これは、会計上問題ないというのではないですけれども、やむを得ないことだということが財政のほうからのご報告でございます。
以上です。

(都市建設部長) 川崎委員、具体的に道路という形の資料もあるので、もしあれだったらば用意しますので。

(川崎) では、同じ決算報告書のところで、15ページの土木の一番下、既設公園施設遊具改修事業というところですか。こちらは、決算のほうでいいますと……ちょっと出てこない……

(何か声あり)

(川崎)失礼しました、309ページです。既設公園施設遊具改修事業ということで、こちらのほうにつきましてなのですけれども、1億6,135万8,000円が決算額です。財源内訳ということで、その他ということで2,400万円計上されていますけれども、このその他の財源というのは何を指すのでしょうか。

(都市計画課長)こちらのほうの既設公園の改修につきましては、一般の既設公園の遊具の改修のほか、平成30年度につきましては上谷の人工芝の張りかえをしております。こちらの歳入のほうで2,400万円ということで、地域スポーツ施設整備助成金ということで、T O T Oです、そちらのほうから2,400万をいただいておりますので、その金額です。

(川崎)わかりました。

それでは、ページ戻っていただきまして、301ページの三谷橋大間線2期工事の整備事業についてです。関連してという話になりますが、旧中山道、鴻神社の交差点なのですが、あそこは県道になりますので、市ではもちろんないかと思えますけれども、でも市道とつながるわけですので、全く関係がないわけではなく、その拡幅ということにつきまして、非常にあそこが渋滞しますので、市民の要望も大変強いです。その交差点の改良工事の見通しについて伺います。

(都市建設部参事兼道路課長)鴻神社前交差点を含めた、通称雷電工区の……県事業の中山道と鴻神社前の交差点の見通しというご質問なのですけれども、現在の鴻神社前交差点を含めた雷電工区と言っているのですけれども、雷電工区の事業認可取得に向けて、北本県土整備事務所と事業調査を行っております。事業実施に向けて、今年度は鴻神社前交差点を挟み、約170メートルの用地測量を実施するとのこと伺っております。

以上です。

(川崎)それでは、続きまして305ページなのですけれども、公園維持管理事業についてです。こちらのほう、7,132万8,659円ということで、さまざま載っているわけです。こちらについては、指定管理されている公園も当然あるわけなのですが、こちらにつきましては、要するに街路樹

の剪定とか、そうしたものもこの中に入っているのかどうか。あと、主な委託先というのはシルバー人材センターの方たちでいいのかどうか。全部がそうなのかどうかよくわからないのですけれども、そのことについて伺います。

（都市計画課長） ご説明いたします。

この公園維持管理事業につきましては、13公園、都市公園の指定管理の公園と、すみれ野中央公園、こちらの14の公園を除いております市で管理をしている公園の維持管理に関する費用でございます。

それと、その委託先というお話ですが、こちらのほうは主にシルバー人材センターさん、そちらのほうが多くなっています。例えば上から、305ページの鴻巣地域公園管理業務委託料、次の吹上地域、その下の川里地域、その下にあります鴻巣地域施設維持管理業務委託、その下の吹上、川里の運搬処理業務の委託については、これはすべてシルバー人材センターさんになっております。そのほか、除草業務委託とか樹木の剪定につきましては、一般の会社さんもございますし、シルバーさんが除草の中にちょっと混在しています。ただ、樹木の剪定、こちらのほうはシルバーさん自体は脚立に乗ったりとか、そういうものの剪定はできないというお話もありますし、あと当然ご高齢のこともありますから、害虫とか消毒のほうもちょっとできないということもございますので、307ページを見ていただくと蜂の駆除であるとか植栽の管理、害虫駆除とかにつきましては、これは造園業者さんというか、一般のほうに流しているのが現状ですが、大半がシルバーさんのほうに委託している分がご説明した部分に当たりますので、金額的にはウエートを占めていると思っております。

以上です。

（川崎） そうしますと、13公園、都市公園のほうなのですけれども、こちらは指定管理ということなのですが、こちらのほうにつきましても今と同じような考え方で、シルバー人材センターさんが入っていたり、また場合によっては民間の事業者が入っていたりという、同様と考えてよろしいのでしょうか。

(都市計画課長) 原則は、指定管理者さんもシルバーさんのほうに、例えばトイレの清掃であるとか、巡回とか、あとは赤見台の公園ですと駐車場を時間によって閉めているのですけれども、その鍵のあけ閉めとか、そういうものはシルバーさんのほうにお願いしております。ですから、先ほどお話あったように、大きな高木の剪定についてはシルバーさんできませんが、巡回とか、軽作業とか、そういうのに当たるものについてはシルバーさんを使っておりまして、指定管理の募集要項等でもシルバー人材センターさんを活用するということもいろいろ文言で入っておりますので、利用されているとか、雇用されているとか、委託で使っているというのが現状です。

以上です。

(川崎) 私感心したのですけれども、街区公園です。街区公園とか小さな公園ですけれども、砂場が、自分も一般質問したこともありましたが、猫が来て、要するにふんの被害とかがあるということで、なかなか砂場で遊べないということに対しまして、網をかけているのですが、その網をかけているのはなかなか砂場の大きさにもよるので、発注してそのままかけるということが難しく、前お聞きしましたら、職員の方がそれをその大きさに編んでかけていらっしゃるというふうにお聞きしまして、大変感心をいたしました。そのようなご苦労と申しますか、そのような気遣いをしていらっしゃるということに大変ありがたいなというふうに思っております。

このように、シルバーさんに委託するのも難しいというか、そういうふうな状況なので、職員の方が手作業でやっていたらと思うのですが、このように職員の方が公園の管理ということ、また維持ということについて、何か業務として行っているということはありますか。

(都市計画課長) 先ほどにあります中で、シルバーさんのほうに除草はお願いしております。肩かけで除草したものを集めたり、山にしたりとか、場合によって袋に入れたりとかという作業まではシルバーさんが行っています。ただ、それを吉見の中部環境さんであるとかはパッカー車

で運んでおります。パッカー車は都市計画課の所有のパッカー車で、運転業務を都市計画課の職員です。ちなみに、ですから要は運搬というのは職員がやっているのが現状です。

（川崎）そうしますと、それに関連してなのですけれども、大間4丁目公園というのがあります、小さな公園なのですけれども、やっぱりこれも地域でボランティアで公園の除草作業をやっております。こうしたものについても、小さな公園でも瞬く間にゴミ袋が5袋ぐらいになりますか、大きなゴミ袋がなるのですけれども、これにつきましても都市計画課でやっているということなのでしょうか。環境課ではなくて、都市計画課ということなのでしょうか。

（都市計画課長）今お話のあった大間4丁目公園については、奉仕活動等で、あとほかの公園でも奉仕活動のお金ということで約100万円ぐらい入ってしまして、それは地域の方に草取りとかしていただいたものを連絡をいただいて、それを先ほどのような形で職員がパッカー車でとりに行って処分をしているというところは同じような方式で変わりないです。

（川崎）それでは、307ページのところなのですけれども、公園内遊具等点検事業というのがあります。こちらについては、誰が点検しているのかということでお聞きいたします。

（都市計画課長）遊具点検といいましても、2通りございまして、あと日常点検というのと定期点検というのが分かれてございます。日常点検というのは職員とか、あとはシルバー人材センターさんとか、先ほどの公園の管理業務委託をシルバーさんに頼んでいる中にも、巡回だとか清掃の中に、ほかに遊具の日常点検というのもお願いしております。こちらのほうは、新しい職員来ますと講習会というのがありますから、講習会を受けていただいて、やっているものでございます。ただ、こちらのほうの事業に載っているものについては、1年に1回以上、いわゆる遊具点検をなさいますというのがありますので、こちらのほうは国家資格ではないのですけれども、公園施設業協会さんとか、主な団体さんでつくられている基準に基づいた資格を取得している方、その方をお願いをし

て、定期点検というのを年に1回行っていると。その費用になっています。

以上です。

(川崎) 子どもが使うものですので、安全性は十二分に管理していただきたいというふうに思うのですけれども、こうしたことを定期点検を1年に1回ぐらいやっております、その中でどのぐらい公園の遊具を破損だとか、さまざまな状況で取りかえたり、あるいは新設したりというのはどのぐらいの公園数あるものでしょうか。件数というのでしょうか。

(都市計画課長) これが結びつくのが既設公園の遊具改修工事という中に入ってくるかなと思っております。ちょっと大きい、主な公園とかになってしまうのですけれども、大体既設公園の中の遊具改修ですと、昨年、平成30年度ですと一応21基ほどやっております。これは、主にA、B、C、Dというランクがありまして、Dランクというのは、これはもうすぐ閉鎖しなさい、撤去しなさいという部分になります。こちらのほうについては現在鴻巣市ではございません。Cランクというのが、場合によっては大きな事故につながる可能性がありますと、使えることは可ですけれどもという中で、その中のやっているのは今の既設公園の現状ですけれども、点検によって全てCランクが全てできるというところまでは、ちょっと予算上ない中では、利用が多いとか、あと地域のバランスとかを考えたりして改修をしているというのが現状になっています。

(川崎) では、その下の公園用地借上事業ということで載っております1万1,274円ということですが、これはどうでしょうか。

(都市計画課長) こちらのほうについては、今はほとんどが借地公園というのが、いわゆる固定資産税を免除という形で、いわゆる税務課のほうに申請を出しまして、税金がかからないような形で申請をさせていただいております。過去に借地公園ということでお金を払っている公園が幾つかございます。その公園の中で、水辺公園につきましては、実際のところまだ契約期間が残っております、その部分になっております。ですので、1万1,274円というのは水辺公園のもので、

以上です。

(川崎) それでは、309ページの大間近隣公園整備事業ということですか。こちらにつきましては広報にも載ってございましたけれども、パブリックコメントを開始しているところです。どのような意見や要望が上がってきているのか、今の時点でお聞かせください。

(都市計画課長) 大間近隣公園の整備事業についてのパブリックコメント、現在募集をしております。8月22日から9月24日までの間募集をしております。その中で、このような期間の中でパブリックコメントのほうを何件かいただいております。余り詳しくはなので、大まかなものですと、例えばドッグランというのを今回してありますけれども、例えばいわゆる大型、中型、小型とか、そういうのでいわゆる区域とか、そういうもののことであるとか、あとは眺望がいいものですか、ちょっとバーベキューみたいな、何かそういうものができないでしょうかとか、あとはやっぱり遊具が幾つかあったりしますので、どんな遊具ができるのかなというようなことです。そういうのが主な意見の内容かなと思います。

(川崎) それでは、315ページに移りまして、下水道です。一般下水道維持管理事業についてお伺いをいたします。施設修繕料ということで807万1,920円なのですが、説明のときにフラットゲートということをおっしゃったと思うのですが、フラットゲートというのはどのようなものなのか、またどういう修繕を行ったものなのか伺います。

(下水道課長) これは、元荒川にある一般下水道の放流口についているゲートなのですが、元荒川からの逆流が来ないようにする逆流防止のゲートになります。既設は木製のものだったのですが、ちょっと水圧等に耐えられるものということで、今回アルミ製のものにかえてございます。

以上です。

(川崎) 今まで木製だったということなのですが、それが壊れたりとか破損したりということはこれまであったのでしょうか。

(下水道課長) 老朽化というか、やはりちょっと多少壊れているようなところもあったものですから、アルミ合金ということで今回は物をかえ

ました。

(都市建設部副部長) 先ほどの決算書と決算報告書の差額、差の関係で、ちょっとわかりづらかったかと思いましたが、再度ちよつとご説明させていただくのですけれども、決算書の中で道路改修工事、工事請負費負担金等ある中で、実際のところ、道路課なり工事課のほうでやった工事の金額が実際ここに載ってくるわけなのですけれども、その中から幅員が4メートル、延長100メートルに満たないものというのが、ここ言っている普通建設事業、こちらの中の数値には上がってこないということになりますので、実際には決算額よりもこちらの報告書のほうの資料のほうが高い数字になるというところになります。申しわけありませんでした。

(都市計画課長) 先ほどの大間近隣公園のパブリックコメントなのですけれども、ちょっと済みません、自分勘違いしまして。ドッグランの関係で、区域割りはしてあるのですけれども、日陰が欲しいという。河川敷区域なので、樹木は植えるの大変なのでしょうけれども、木があるといいですか、そういう要望でございました。済みません。訂正します。

(秋谷) まずは歳入でいって37ページになります。都市計画課の内方線付き点状ブロックの整備事業の補助金が280万あるのですけれども、このたびは北鴻巣駅に設置ということでしたけれども、私の記憶だと鴻巣が終わって北鴻巣があって、吹上はまだなのかな。どうでしたか、ちょっと確認なのですけれども。

(都市計画課長) 乗降の人数によって、そこJRさんのほうが選別をしているわけなのですけれども、委員さんのお話のあったとおり、一番最初は鴻巣駅です。次が吹上駅はもう既に終わっております。北鴻巣が最後というふうになりますので、3駅全て整備が済んだということになります。

以上です。

(秋谷) いまいち、その駅を利用しているのだけれども、これはあくまで障がいをお持ちの方とか、そういう身体的にいろいろご事情のある方

のためという理解でよろしかったですよ、たしか。

（都市計画課長）委員さんのおっしゃるとおりで、いつとかというのはちょっとあれですが、蕨駅でちょっと視覚の障がい者の方が転落をされたというので、今ホームドアだとか、そういうのもありますが、今回のブロックについては、いわゆる視覚の障がいの方が主な理由に設置をすると。いわゆる点だけだとどこが終わりだか、あと方角がわからなくなってしまったときに、線があることによって、そこから先は危ないですよという意味で線を入れているのが今回のものですので、白いつえとか、それをお持ちの方のためのものです。

以上です。

（秋谷）市民の方が前に、どれくらい前だったか、福祉センターで、障がいをお持ちの方がいろんなお話をするような会があって、3年ぐらい前か4年ぐらい前か、障がいをお持ちの方で、視覚とかをお持ちの方で、駅の周辺の施設とかでこういうところを直してもらいたいとか、こういうところを直してもらいたいとかいろいろ要望もあったと思うのですが、この内方線付き点状ブロックというものは、そういった方々に対して評価ってどうなのでしょう。もしわかれば。

（都市計画課長）詳しくは面談をしたことがございませんので、どういう意見とか……悪いと言う方は多分いらっしやらないと思います。当然駅利用される方というのも、最初鴻巣駅のときに視覚障がい者の方に立ち会っていただいて、こういうふうに設置したいのですけれども、どうでしょうかというお考えとか、そういうのを確認して、JRさんとともに設置した例がございますので、それから判断をいたしますと、皆さんにうまく利用していただいているのかなというふうに思っています。内方線のほかにもエレベーターの乗るのに対しても、ちょっとこれ補助金はないのですけれども、それもあわせて直した経緯はございますので、吹上駅も鴻巣駅もそれに付随して一緒に直しておりますので、それは十分皆さんにご理解していただいて、利用されているというふうに認識しております。

（秋谷）次が、同じく歳入でいうと47ページの、やっぱり市街地整備課

のA地区の償還金の話があると思うのですけれども、都市開発資金の貸付金の元金収入か、あとどれだけの残額で……当初の経緯からずっとお話ししてもらったほうがいいかな。もう忘れてしまっている人もいるかもしれないから、わかる範囲で。

（都市建設部参事兼市街地整備課長）都市開発資金の貸付金でございます。平成19年度法人等保留床取得資金貸付金としまして、株式会社エルミ鴻巣に1億8,000万の貸し付けを行っております。それと、平成23年度に同じ貸付金としまして、エルミ鴻巣のほうへ5億円貸し付け、2回行っております。初回の19年度分につきましては、全30回償還分がありまして、昨年13回まで償還しまして、償還済み額が7,800万、残額が1億200万、平成23年度分におきましては全40回の償還に対しまして14回償還が終わりまして、償還済み額が1億7,500万、残額が3億2,500万、両方合わせまして残額が4億2,700万となっております。

以上です。

（秋谷）毎回決算のたびに聞くのだけれども、早期に返してもらうわけにはいかないのですね。念のために一応毎年のように聞きますけれども。

（都市建設部参事兼市街地整備課長）これ株式会社エルミ鴻巣のほうの経営とか運営方針ということなので、市のほうではある程度察するところによると、当然無利子のほうよりも有利子で借りている部分を先に返していきたいという多分方針になっていると思います。

以上です。

（秋谷）歳出のほうに行きまして、113ページの空き家等適正管理事業がこのたびから建築住宅のほうに来たのでしょうか、たしか。その件でお伺いしたいのですけれども、ご相談にも行ったことがあるのだけれども、所有者はもちろん登記簿上にあって、ただ住所地にいないというのか、住民票がないのか、それで適正に建物、当然それに付随する宅内の木であるとか、そういった植栽物等の管理で困ってしまっている件数というのは市内にどれくらいあるものでしょう。

（建築住宅課長）現時点で30年の夏までの段階で、市民の方ですとか、それから職員によって適正な管理が行われていない空き家として、市が

把握したものが350件ございます。このうちの121件につきましては、空き家ではなくなりました。つまり建物がなくなって更地になったか、また人が住み始めたかということで、121件については空き家でないということでして、現在空き家として把握している件数は229件になっています。ただ、この中には適正な管理に移ったというふうに思われるものもありますので、この229件全てが不適切な管理が行われているというわけではないのですけれども、市のほうでは現状ではそのように把握しております。

（秋谷）具体的な数字というのは日々流動することもあるのでしょうかから、多少誤差があってもやむを得ないと思うのだけれども、問題はこういった適正管理されていないものについて何か抜本的な改善策というものはないものなのでしょうか。

（建築住宅課長）なかなかこれが抜本的な改善策がないということで、市のほうでも非常に苦慮しておるのですけれども、苦情があれば、先ほどの膳本のほかに、課税の証明を税務課のほうから、これ情報提供が受けられるように法律のほうでなっておりますので、課税をしている方に対して現地の写真も撮って、その写真をつけて、あなたが所有または管理している空き家が現在このような状況ですと、これによって近隣の方からこういったような苦情が来ておりますと、何とかこれについて改善をしてもらいたいというような通知をしております。その通知には、例えば草刈りをしてくれる業者のリストですとか、それから修繕を行うような業者のリストですとか、そういったようなものも同封をして、できるだけ改善ができるような形での情報提供をしております。これによって約半数以上の住宅では何らかの改善が行われているということですので、それでも半数少し欠けるぐらいの家はなかなか改善が見られないので、そういったところにはまた何か月かたって、苦情が来れば、また同じような通知を送るとか、職員が現地を見て、改善がされていないようならば、またもう一回送るといようなことで、あくまでも所有者または管理者にお願いをするといようなことで現状はやっております。

（秋谷）例えば固定資産税が払われていない、明らかにそういった納税

義務者であろう方に郵便物を出しても、要は受け取りがなくて戻ってしまふ、そういった対応困難なお宅というのはその中でどれくらいあるのですか。

（建築住宅課長） ちょっと改善困難ということで……改善困難なものではちょっと統計はしていないのですけれども、一応市のほうで今特定空き家ということで通知をしているのは2件だけになっております。

（秋谷）では、歳出のほうに行かせてもらって、275ページの産業交流拠点推進プロジェクトということで、このたびからこちらの委員会のところにお越しいただいているようなので、30年度の、金額的には大きい金額ではないのだけれども、7万8,694円か、この中身についてのお話、30年度の活動の内訳と今後の見通しについてお話をいただきたいのだけれども。

（産業団地プロジェクト課長） 30年度につきましては、県のほうで可能性調査ということで、鴻巣市が産業団地として整備できるかどうかの可能性調査を実施しております。市としては、埼玉県企業局との打ち合わせ等ということで、県のほうに出張等を行っております。出張旅費が出ている件数としては15件、32名分となっております。実際に行った内容としましては、議会のほうでもちょっとご報告させていただいていますように、地元の地権者に対して、本当に産業団地として整備することについて同意いただけるかどうかということでアンケート調査を実施しております。地権者61名に対して実施しまして、無条件で同意していただく方、それから条件つきということで、金銭とか、それから代替地という方等意見はありましたけれども、地権者については一応100%の同意をいただいている状況です。今後の見通しにつきましては、今年度県のほうで予算化しましたので、今後交通協議とか県によるさまざまな条件の調査を行いながら進めていきたいということで、実際にいつ、では造成が終わるのかというのは今のところは未定であります。

以上です。

（秋谷）最後のところの答えで、今のところいつごろかという、その最後のところが未定ということなのだけれども、未定といっても予定はあ

るでしょう。予定もないお金の使い方というのものないものだろうから。

（産業団地プロジェクト課長）あくまでも現時点で県の予算化に伴う事業スケジュールとしましては、平成33年度に完了となっていますので、令和3年度が一応造成工事が完了ということで、県のほうで予算化したときの状況です。進捗状況によってちょっとずれるかもしれませんが。

以上です。

（秋谷）そうすると、仮にちゃんと県の予定どおり令和3年度に終了した場合は、今どちらかの企業さんが、今度そこから初めてそこに何らかしらの施設をつくるのだから何やらというのが始まる流れだとすると、つくるものにもよってなのだろうけれども、実質的にそのあたりがにぎやかとかいうか、しっかり一体の産業団地として機能するというのが早くて5年度ぐらいだと思っていればいいのでしょうか。いいのですよ、予定だから、今の予定でお答えをもしただければ。

（産業団地プロジェクト課長）実際の進出してくる企業とかがまだ決まっているわけではないので、実際にどのぐらいの建物ができて、工事がどのぐらいのスパンで終わるかというのは、ちょっと正直なところわからないところです。済みません。

（秋谷）291ページの道路課さんで、道路管理清掃事業についてお伺いしたいのですが、これは市民の方からとかいろいろなところからなのです。苦情なりなんなりが来て、バキュームをかけてもらう委託ということでもいいのでしょうか、理解としては。

（道路課副参事）委員さんおっしゃるとおり、市民のほう、または現状を確認しまして、側溝の中に汚泥、土砂、たまりぐあい確認しまして、バキューム等によるしゅんせつ費用になります。合計しまして39件分になりまして、金額的に1,497万5,000円となっております。

以上です。

（秋谷）件数を聞いて思ったほどないのだなというイメージなのだけれども、夏になると、側溝のグレーチングのところから草がぼうぼうと伸びているところが無限にとまでは言わないですけども、至るところに

あるではないですか。市の職員の方々も道路の管理というか、常日ごろからおかしなところがないかとか、トラブルにならないように見ていらっしゃるというお話だと思うのだけれども、そういった部分というのはお話しに上がらないのですか。市民の方がいるのです。ご丁寧に、あそこみっともないから、俺がやってやるから、グレーチングをとろうと思うのだけれども、とれないのだよというご丁寧な方までいるのだけれども、もうちょっと管理できないものなのではないでしょうか。

（道路課副参事）委員さんおっしゃるように、各集水ますのところから、中には草が生えている状況あります。そちらの場合、市のパトロールによって気づく場合、または市民の要望、苦情と言っていいのか、ちょっと何という表現かはありますが、それによって気がつく状況ございます。場合によって、全て業務委託をかけるのではなく、軽微なものについて市職員で直接その部分の泥上げなどを行っている数もございます。あくまで今回この1,500万弱になりますが、外部委託した分の金額でして、ちょっと数、今現在何件とか、別の市の直営件数については申し上げられないのですが、市のほうの職員対応でも実施しているところがございます。

（秋谷）前は私の住んでいるほうの村でいうと堤町の方々が、よく泥上げってみんなですべてやっていたのだけれども、もう高齢化で余りやっていただけなくなったと思いますけれども、そういったことに協力を求めているだけそうなる方というのは地域のほうで募ったりして、やれるような方向というのは持っていけないものなのではないでしょうか。ご高齢とか体の不自由な方は無理だと思うのだけれども、自治会活動というか、コミュニティづくりというのは、何かしらをやること、協力してやることで生まれる部分ってあるのです。お金がかかる、かからないという問題よりも、せつかく何かがあるならば、できるだけ地域の方々にお力添えをいただいて、市民協働という形で進めていけるものだったら、そういうほうがむしろいいのではないのかなと思うのですけれども、どう思われますか。

（道路課副参事）ただいまのご質問なのですが、やはり地域コミュニティ、こちらについては重要だと考えております。市のほうでは別の事業

になります。クリーン鴻巣、各地域ごとに春と秋、実施しております。その際に地域活動をされて、中には側溝の部分清掃をされました。それによって汚泥のほう、例えば通行に支障にならないところに上げておきました、そういったものなどのお話をいただいております。そういった場合につきましては、市の職員がクリーン活動終了後、なるべく早目に回収に回っているところです。また、こちら予算上も確保されておりますが、その数行上、報償費、道路清掃等謝礼ということありますが、現在こちら自治会を通して、またグループを通して美化活動を行って、申請があった団体に対して、その状況により謝礼として活動費の補助をしているものでございます。こちらのところについては約64万4,500円ございまして、昨年度実績19団体のところに交付させていただいたところです。

以上です。

(秋谷)301ページの都市計画課の駅施設等維持管理事業の中の13節の委託料で、駅前公衆便所清掃委託料というのがあると思うのですが、私がよく使うのは鴻巣の西口側なのですが、どうもなかなか薄暗いというか、ドライでもないから、結構水浸しになっていて、以前に比べればもちろんきれいにはなったのだけれども、何かもっと市民の方々に見ばえのいいというか、一言で言えばきれいにされるお考えないでしょうか。東口もそんなにきれいという感じではないと思うのだけれども、建ててどれくらいになって、そういった改修等をやった経歴をちょっと私記憶がないのだ、西口については特に。そのあたりのお話ができる範囲で教えてもらいたいだけでも。

(都市計画課長) トイレにつきましては、こちらのほうシルバーさんではなくて、いわゆるそういう清掃の業者さんのほうに委託をしております。3駅とも同じ業者さんになっております。これについては当然駅利用多いですから、毎日清掃をしておるのが現状です。ただ、3駅を移動したりしますので、朝が大概多いかなと思います。ですから、夕方になったりすると、場合によってそういう汚れとか、そういうのが出てくるのはちょっとご勘弁願いたいのですけれども。

今西口というのは鴻巣でよろしいですか。西口のほうにつきましては、過去に小の便器ですか、男子用の、こちらのほうについては1基を丸ごと交換したことがございます。昨年、29年度ぐらいかなと思うのですが、一応しております。

それと、女子トイレのほうにつきましては、鴻巣駅の西口、それから北鴻巣の東口、それから吹上駅の南口ですか、そこですと今までいわゆる和式しかなかったのですけれども、それを洋式に1基ずつかえたというのが現状でございます。

以上のとおり、掃除だけですとなかなかにおいが消えない。よく小便器なんかそうなのですけれども、やっぱり尿石というのがついてきます。清掃のときに尿石とか、当然やっていただけると思うのですけれども、閉鎖というか閉塞してしまうということもありますので、順次小便器のほうはかえていければなど、いわゆる修繕費の中でかえていければなどというふうにちょっと思っております。

以上です。

（秋谷）例えば小中学校の校舎のトイレの関係でもそうだけれども、水回りが一番大変なのですよね、工事自体は。逆に言うと毎日毎日使うものだから、うまく管理してもらわないと、あつという間にだめになってしまうというか。これは私の個人的な感想なのだけれども、どうにも足が向かないというか、いうふうになってしまうのです。駅の橋上のほうのJRのほうはきれいにしていただいたから、そちらのほうを使っている方が多いのかもしれないけれども、それにしてもせっかく設置して清掃管理している以上は、市の職員さんってそういったところは管理されるのですか。例えばここで清掃委託はかけているけれども、その委託の内容というのはどれくらいで点検をされていて、例えば合格ラインとだめなラインってあると思うのです。例えば清掃のレベルはいいけれども、全体的に使用に耐えがたいのではないだろうかとか、この部分については清掃の委託の中では了解なのだけれども、早急に手をつけなければならないのだとか、そういったような管理というものをどんな頻度でやっていらっしゃるのだろうか。

(都市計画課長) 日々毎日トイレに行って長らく管理していくというのは、当然のことながら業務委託をして、当然業者さんにやってもらっている以上、職員がみずから行って清掃というのは、それは通常ないのですけれども、ただやはり使い方によりまして、特に朝とか、結構皆さんお急ぎになったりとかするので、詰まってしまうとか、いわゆる管が詰まってしまうということは、駅によって多い少ないはありますけれども、これについては職員がいわゆるホームセンターとかで売っているようなもので直すというのはございます。これ自体というのは、先ほど言いました閉塞というよりは、皆さんちょっと水を流すのが、やっぱりトイレットペーパーとかだと、女子トイレなんか特にそうなのですけれども、やっぱり10秒とかそのぐらい流していないと、要は汚物は流れるのですけれども、その先の管まで、要は流れ込まないというので、それが次から次へと累積してしまっていて、やっぱり余り勾配もそんなにならない場合がありますので、そういうのでやっぱりちょっと改善は必要かなというふうには思っているのが幾つか、それはあります。

(楽しみにしておきましょう、それをの声あり)

(都市計画課長) ただ、どうにか今。ですから、あとは本当に水を10秒ぐらい、無駄かもしれないのですけれども、流してもらおうような啓発の掲示を各便器の前に、10秒ずつ流してくださいとか、そういうのはしております。

(秋谷) 315ページの、先ほど川崎さん質問したのでしたか。一般下水道の維持管理事業のところちょっとお伺いしたいのですけれども、つい最近うちの敷地をちょっと掘り返すことがありまして、敷地の中に、前面道路のますのところに接続されているだろう宅内にますがまた見つかったのです。だから、敷地内の水、雨水とかを多分一般下水に引っ張っていくためのますだろうと勝手に推測しているのですけれども、現状宅内の一般下水の施設というのは、これは処分というのは勝手にやってしまっているものなのではないでしょうか。結構古いお宅だと、多分あるのだと思うのです。一般下水に雨水を入れる集水ますみたいなのが宅内に。そう

いったもののご相談って過去に受けたことがあれば教えてもらいたいの
ですけれども。

(委員長) 暫時休憩します。

(休憩 午前 11時 21分)



(開議 午前 11時 24分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(下水道課長) 管理区分がその都度違うので、確認をして、それでお答
えするような形で対応しております。

(秋谷) 317ページで、建築課のあたり、田中さんが市営住宅の解体事業
についてお伺いしたと思うのだけれども、原馬室、平家の1棟を解体し
たというお話だったのですけれども、いつも常々私、市営住宅について
思うところがあって、当然そちらに住んでいる方々のコミュニティとい
うのがあるから、一概に乱暴なことは言えないのだけれども、今あいて
いるところとか、うまく転居を促して、ある部分の敷地のところはきれ
いにして、民間に売るなりなんなり、この原馬室のところなんていい例
だと思うのです。ここは住宅会社は多分、売りますよと言えば喜んで求
めたいような土地だと思うのです。どうしたって団地の中のコミュニテ
ィということを考えてしまうと本当に乱暴なことはできないのだけれど
も、そういった発想というのはむちゃなのでしょうか。

(建築住宅課長) 今お話のあった原馬室第二団地につきましては、実際
今入居者が5名ほどいらっしゃいまして、昨年度解体して今5名という
ことになっているのですが、皆さんやはり古くからもう何十年もお住ま
いで、さらに高齢ということもあって、確かに今おっしゃったとおり、
ここについては近くに小松ですとか、松原ですとか、そういった団地も
ありますので、そちらのほうに行っていたらと、あそこを全てあけ
て、更地にして何らかの開発をするとかというのは考えとしては十分あ
ると思います。やはり市としても、古いところなので、そういったこと
で検討はしておるのですが、ちょっと現段階では、やはりお住まいの方
の状況をちょっと見ながら検討しているというような状況で、すぐにち

よっと移転してくれとか、そういうお話をするような段階ではまだないかなと考えております。

（秋谷）この市営住宅政策というものについて前々からいろいろ委員会でお話をして、鴻巣は比較的市営住宅の戸数は多いほうだし、現段階でそれを大幅に減らすようなお考えはたしかないというようなお話だったと思うのだけれども、より有効な活用というのか、運用と言ったら変かもしれないけれど、そういった方針というものは何かお考えがあったらお話しいただきたいのですけれども。

（建築住宅課長）現在古いところで入居停止にしているところが今の原馬室第二と、それから下谷団地なのですけれども、どちらもやはりまだ入居者がいる関係で、すぐに整理するというような状況ではないということで、ちょっと検討中ということなのですが、そのほかの団地につきましても、実際にやはりお住まいの方がいて、将来的には鉄筋コンクリートの建物でも、耐用年数になれば入居停止というようなことで徐々に入居者が減っていった段階でまた考えるということではあると思いますけれども、現在も8割ぐらいの住居で入居されていますし、実際に年に十数人の方が申し込みもされていますので、需要としてはありますので、しばらくはちょっと今のまま継続かなというふうに考えております。

（秋谷）結局自分が言いたいのは、居住権というものがあるから、つべこべ言うわけにはいかないのだけれども、どうしたって市営住宅である以上は、その建物なりなんなりの管理に係るお金というものは常に発生するわけではないですか。先ほどそのお話の中で、例えば鉄筋コンクリートの耐用年数が何年だからといって出ていってということが居住権をもって言えなくなるのだとすれば、そうしたら永遠に、建築上多少心配だとしても、メンテナンスをし続けなければならないわけでしょう、木造のところにしても。ただ、そういった管理というものが果たして本当に市税の使われ方として本当にいいのという部分なのです。確かに居住権というものはあるけれども、どうしてもこの建物を維持するためにはこれぐらいの費用がかかってしまって、これはもちろん住んでいる方に対して大変申しわけないのだけれども、市民の皆さんの税金で管理する

ものだから、引っ越し費用とかは多少面倒見たって構わないから、もちょっと管理のうまくいく方向にお引っ越しいただけないでしょうかとお話をしても、言い過ぎ、言い過ぎないの問題はあると思うのだけれども、罰は当たらないと思うのです。どうなのでしょう。部長に答えていただいてもいいですが、前々から大塚さんとよくやっているから。

（都市建設部長）秋谷委員おっしゃるとおりでして、その辺については住宅を管理している我々としても非常に歯がゆいというか、いうところは感じております。今秋谷委員おっしゃるとおり、違うところにどうだろうという話もあるのですが、一応公営住宅法だと、同じ市営住宅の転居は認めないという形の法もありまして、その辺もちょっとやっかいなところなのかなと。当然我々としても出ていってもらうので、引っ越しぐらいは面倒見なくてはなというところもあるのですけれども、例えばさっき課長がおっしゃったとおり、下谷住宅なんかまだ結構入っているので、ちょっと時期尚早なのかなという形も考えております。一番原点に戻ってしまうと、そもそもが公営住宅法の始まりというと、戦後から入ってきて、本当に住宅供給がない段階からの法律という形だと思いますので、その辺の時代と今の時代、多分若干違っているのかなという形があって、前も言ったかもしれませんが、果たして、では鴻巣に市営住宅、公営住宅、県住もあるしという話の中で、どのくらいの割合で、ちょっと人口割合とかで出てくるのだという形がはっきりわかるのであれば、それだけの維持を人数を確保していきましょうという形で進んでいけると思うのですけれども、そういうものもないという形の中でいったときに、どこで今の三百五十何世帯を本当にそのまま人口減少の中で維持していくのか、あるいはまたもう少しコンパクトにしてしまってもいいのではないかという形の、今まさにそういう入り口のところに来ているのかなという形もある中で、当然建物も老朽化してくるよという形で維持管理もかかるだろうという形もあるので、その辺はちょっと今広い目で検討に入っている状況。前も言ったかもしれないのですけれども、ちょっと先進市等によって縮減をしたところについてもお邪魔して意見等を聞いているという状況でございまして、その辺でちょっとご

勘弁いただければと思います。

(ちょっと暫時休憩での声あり)

(委員長) 暫時休憩します。

(休憩 午前 1 1 時 3 3 分)



(開議 午前 1 1 時 3 5 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(阿部) 307ページ、ほんの二、三点。公園維持管理事業の中の、先ほど砂場の話が出ました。猫がやたらと汚れ物をするという話があって、砂場の清掃業務委託料、これはどこの公園なのでしょう。

(都市計画課長) ちょっと申しわけありません。代表的なものしかわからない。今わかるのは、大間公園ほか9カ所の公園をやっています。

(阿部) ということは、これ指定管理をお願いしている13公園とは全く別の公園ということになるのでしょうか。

(都市計画課長) そうです。指定管理ではない、市で直営で管理している公園という部分になります。

(阿部) たしか指定管理でお願いしている公園の砂場については、全て指定管理者のほうで管理するという事になっているだろうかと思うのですが、やはり砂の中に大腸菌の量とかなんとかというのがやたらとふえてしまったことも過去にあったらと思うのだ。そんな中で、どのぐらいの頻度で砂の入れかえというのはしているのか。それは、当然指定管理者負担でもってやっているのだろうというふうに私は思うのですが、どのぐらいの頻度でやっているのかお尋ねします。

(都市計画課長) ちょっと頻度までは、明確に何回というのは今ちょっとないのですが、いわゆる砂の補充も含めて、指定管理の公園については指定管理者さんが行う費用というふうな感覚でいます。

(阿部) では、そのずっと下へ来て、13節の委託料、公園内遊具等点検業務委託料、これは13公園の遊具なのかな。

(都市計画課長) 13公園以外の市で直営をして管理している公園の分の遊具点検になります。

(阿部) 13公園の場合は、当然指定管理者が責任を持って、ふぐあいが出た場合は措置を講ずるということになっているのだろうと思うのです。ですから、その中で結局専門家の意見だの何だのを聞きながら、また専門家にお手伝いいただいて公園遊具の点検、それは全て業者負担でやることですよね。

(都市計画課長) 保守点検のほうを含めて遊具の点検は指定管理者さんで行っていただいております。修繕費のほうについては、10万円を超えた分については指定管理ではありませんので、市のほうの負担になります。入れかえとかですと、これはもう市の所有の施設でございますので、それについては指定管理者さんではないです。

(阿部) たしか公園の遊具については、平成26年の6月に国交省のほうから恐らく都市公園における遊具の安全確保に関する方針というのが出ているはずなのです。それに基づいてそういう指針が出ると、即公園の管理者のほうにお伝えしながら業務を行っていただくというようなシステムになっているのかな。

(都市計画課長) そういう指針とかありましたら、それは業者さんにも伝えてやってもらうというような認識でおります。

(阿部) それは、間違いなくそういうことなのだ。
それから、2014年に日本公園施設業協会のほうの何かやっぱり方針も変わったのだと思うのです。その変わったものについても業者のほうにはしっかりと連絡をし、伝えてあるのかな。

(都市計画課長) 事細かく伝えたという議事録とか、そういうものはちょっと自分ではそこまでは確認はできていないですけども、当然今先ほどの遊具の点検についても定期点検ですか、こちらのほうについても指定管理者さんの費用で鴻巣市の遊具と同等の定期点検もしていますので、ただ日本施設業協会さんというのと幾つかそういう団体さんが遊具のメーカーさんありまして、国という機関ではなくて、施設業協会さんとかそういう団体さんで有資格を持っている方にやっていただいておりますので、施設業協会さんとかいろんな団体さんがあったとしても、まるっきり180度違うような点検内容ではないと思いますので、十分それはそ

れに基づいた定期点検をしているものだと思っております。

以上です。

（阿部）くどいようですが、それも全て指定管理者持ちでやっていただいているということでもよろしいのですよね。

（都市計画課長）はい、そうです。指定管理者さんの費用で保守点検をやっていただいております。

（川崎）せっかく川里支所長、吹上支所長いらっしゃっていますので、ぜひお聞きしたいと思っております。市民相談を受けることのほとんどが私自身道路の補修ですとか、また街灯設置の要望あるいはカーブミラー等、生活道路に関する、また安全に関するということのご要望をいただきます。たびたび川里支所のほうにも出向くことが多く、対応をお願いしているところですが、一つ感心しておりますのが非常に早い対応をいただいております。すぐに現地を確認し、また地図を添付し、本日道路課のほうに持参し、お渡しをしてまいりましたというご報告をいただき、またその結果がどうであったかということも何日か後にはいただく。当然ながらできること、できないことってあるわけなのですけれども、そうした早い対応ということは私は非常に感心しております。

そこでお聞きしたいのですが、川里支所、また吹上支所におきまして、このようなご要望、道路、こちらまちづくりに関することで結構ですので、どのぐらいの要望を年にいただいているものなのか、それぞれお聞きいたします。

（川里支所長）まずは、お褒めの言葉をいただきまして、ありがとうございます。

市民の方からの要望の対応ということなのですけれども、まず昨年度の年間の苦情といいますか、要望の件数を集計しておりまして、大体道路とか水路あるいはごみ、そして防犯灯、その他もろもろございますけれども、少ないのですけれども、年間70件程度いただいております。我々が、支所の職員が現地に赴きまして調査します。そして、写真等を撮って担当部署へ送って対応していただくような形をとっておりますので、極力早い対応を心がけております。

以上です。

(吹上支所長) 吹上支所におきましても、毎週、毎週ではないですけれども、道路等あるいはカーブミラー等の苦情ですとか相談がありますので、その都度現場確認等、あるいはゼンリン住宅地図を添付して本課のほうに送っております。件数的には川里支所とも変わらない程度だと思えますけれども、週一、二件ありますので、七、八十件というふうに考えております。

以上でございます。

(阿部) 先ほどの公園内の話なのだけれども、公園内で307ページか、指定管理者の13公園の、公園内で発生したごみについてはシルバーの方がその地域のごみの集積所に袋に入れて持ち込むというのはこれありなのでしょうか。それは、環境のほうの問題になってしまうの。でも、都市計で契約しているのだから、都市計のほうにも当然かかわってくる問題だよな。

(暫時休憩の声あり)

(委員長) 暫時休憩とします。

(休憩 午前11時49分)



(開議 午前11時51分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(都市計画課長) 指定管理さんのほうは、当然シルバーさんとか委託を当然している場合もありますが、一応指定管理のごみについてはシルバーさんが集めたものは指定管理さんが回収するというふうな形になります。

(阿部) では、地域の集積所にそのごみをシルバーさんが持ち込むことはありなのか、なしなのかというふうに伺ったのだけれども、ではなしということだよな。

(都市計画課長) そうです。

(委員長) ほかに質疑はございますか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第94号 平成30年度鴻巣市一般会計決算認定についてのうち本委員会に付託された部分について、原案のとおり認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員でございます。

よって、議案第94号は原案のとおり認定されました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時53分)



(開議 午後零時59分)

(委員長) 休憩前に続きまして、会議を開催いたします。

議案第96号 平成30年度鴻巣市農業集落排水事業特別会計決算認定について、これについて執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(川崎) ちょっと再度ご説明いただくところもあるかとは思いますが、けれども、まず467ページです。こちらにつきましては、笠原第二、郷地安養寺、笠原地区のですか、あと上会下のそれぞれの維持管理事業ということでのご説明でしたけれども、その中でここにも委託料という中にございますが、最適整備構想機能診断調査業務委託料というのがあります。これは、どのようなことなのでしょう、伺います。

(下水道課長) それでは、ご説明させていただきます。

最適整備構想機能診断調査とは、まず農業集落排水施設等の劣化状況等を調べる機能診断調査で、この調査に基づき施設の機能を保全するために必要な対策方法等を定めた構想計画のことを最適整備構想と申します。

(川崎) この最適整備構想機能診断調査業務委託料ということなのですが、これはそれぞれのいわゆるクリーンセンターですよ、それぞれの施設一つ一つに対して行う業務だということなのではないでしょうか。

(下水道課長) はい、そのとおりです。

(川崎) そうしますと、でもこれは4カ所なのだけれども、この最適整備構想機能診断調査業務委託というのは1業者に委託をしているということによろしいのでしょうか。4カ所まとめて委託しているということなのではないでしょうか。

(下水道課長) 30年度に関しては2カ所のみになります。その都度やっていくような形で4カ所行っていくと。今年度は、30年度は笠原と郷地安養寺をやっております。令和元年で上会下のほうもやっております。以上です。

(川崎) ちょっともう一回その4カ所の確認なのですが、1つには笠原地区クリーン施設、次いで笠原第二地区クリーン施設、それから郷地安養寺クリーン施設、上会下地区農業集落排水処理施設というこの4カ所ということによろしいのでしょうか。

(下水道課長) はい、そのとおりです。その4カ所になります。

(川崎) ここの業務委託料に載っておりますのは、その中で平成30年度行いましたのが笠原地区と郷地安養寺地区で、令和元年度には笠原第二と上会下を行うと。

(下水道課長) 30年度は笠原と郷地安養寺なのですが、令和元年度は上会下のみになります。

(川崎) そうしますと、笠原第二地区のクリーン施設に関しては、これは行ったのか、それともこれから行うのか、どうなのではないでしょうか。

(下水道課長) 30年度と今年度、令和元年度で笠原第二のほうは改修工

事を行っておりますので、その後に行く予定です。

（川崎）そうしますと、469ページでしょうか、農業集落排水整備事業、これは笠原第二の改修事業だというご説明であったかと思えます。こちらのほうの具体的な改修内容というのは、どのような内容だったのかお聞かせください。

（下水道課長）笠原第二クリーン施設の機能強化ということになるのですけれども、内容のほうはということなのですが、30年度は機能強化といたしまして、原水ポンプ槽と流量調整槽、沈殿槽、消毒槽、汚泥濃縮貯留槽、汚泥貯留槽の水槽面のコンクリート面が腐食、劣化をしていることから、コンクリート面の劣化部を除去し、防食被覆工を実施いたしました。

（川崎）その金額がこちらにあります1億1,129万350円というこの内容だと、この内容の金額がこうだということなののでしょうか。

（下水道課長）工事請負費の中の1億418万7,600円ということになります。

（川崎）工事自体は1億418万7,600円ということですが、設計委託料等さまざま含めると1億1,129万350円という計算でよろしいのでしょうか。

（下水道課長）はい、そのとおりです。

（川崎）この笠原第二地区の改修の内容でございましたけれども、私も1回視察に行かせてもらいまして、確かに大変な作業であるなというふうに感じておりました。このコンクリートが腐食したということでしたけれども、こちらの施設が何年に建て、そしてこの改修というのが何年目に行われたことなのか、これまでも何回か繰り返してきたことなのかどうか、そこをお聞きしたいのです。

そして、先ほどもありましたちょっと名前がおかしいのですが、最適整備構想機能診断調査業務委託料というこちらの業務を委託しまして、劣化状況等を調べて、そして調べながらこの改修のほうに計画を立てて、何年か後には改修というような、そんなような構想に立ってやっていることなのかどうかということもあわせてお聞きいたします。

(下水道課長) まず、笠原第二の施設は平成7年度の4月に供用を開始して、20年以上が経過している施設でございます。施設全体に経年劣化が生じておるということで、30年度と今年度の令和元年度で改修のほうを行っております。

それと、最適整備構想……その前に機能診断調査ということで、最適整備構想の策定の前に機能診断調査というのを行って、改修のほうを行っております。よろしいでしょうか。

(川崎) ちょっと順番をお聞きしたいのですけれども、今笠原第二クリーンセンターは平成7年の4月ということで、もう20年以上経過をしている。20年どころではないですね。もう25年にならんとしているのでしょうか。今回改修をしたということですがけれども、その前に機能診断調査を行っている。さらに、その前に最適整備構想機能診断というのをやっているのかどうか。この機能診断調査というのと最適整備構想機能診断調査というものの区別がちょっとわからないのですけれども、同じものなのか、違うものなのか、どうなのでしょう。

(下水道課長) 最適整備構想というのは、機能診断の結果をもとに行うものなので、順番としては機能診断調査をやってからということになります。最適整備構想というのは、今回初めて行う予定でございます。

(川崎) 行ったということですね。

(下水道課長) いや、これからです。

(川崎) これから。

(下水道課長) ごめんなさい。

(川崎) 行ったのではない。

(下水道課長) 単に機能診断をやっただけです。

(川崎) では、そのほかの4施設のうちの今笠原第二のお話ございましたので、その最適整備構想機能診断というのを当然ながら30年度は2カ所、笠原と郷地安養寺、そして令和元年度に上会下を行うというものでございましたけれども、それぞれ機能診断がもう行われているのかどうか。行っているのでしょうかね、当然。いつ行われたのかとそれぞれの施設がいつから開設されているのかお聞かせください。

(下水道課長) 笠原地区については、平成23年、平成24年で機能強化を実施済みでございます。郷地安養寺については、30年度に先ほど申しましたけれども、郷地安養寺もやってございます。

(川崎) 上会下は。

(下水道課長) 上会下は、済みません、令和元年度ですから、今年度になります。

(川崎) 最適整備構想機能診断というのと機能診断というのが違うというふうにお聞きをしたかと思うのですけれども、先ほどそういうご答弁であったかと思うのですけれども、機能診断をもとに最適整備構想機能診断、順番的には、そして改修という、そういう流れというふうにご答弁があったかと思うのですけれども、ちょっと順番がどうなのですか。

(委員長) 暫時休憩します。

(休憩 午後1時20分)



(開議 午後1時23分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(下水道課長) 済みません。機能診断というのは、改修に向けて行う機能診断と、あと最適整備構想をやるための機能診断と2つの機能診断がございまして、改修をするための機能診断を先にやってから、その後に最適整備構想のための機能診断を行うという流れになります。

(川崎) 機能診断に2種類あるということですね。機能診断から改修、また機能診断からストックマネジメントに向けてということなのだというふうにとめたのですが、それでちょっとお聞きしたいのが、これは決算報告書の資料の21ページのところになりますけれども、これ予算現額及び歳入歳出決算額の推移ということでグラフで一目でわかるように載っているわけです。当然ながらここを見ますと平成29年度から平成30年度までぐんと上がっているのは、当然ながら笠原第二の改修ということでこのように上がっているのだと思いますけれども、今お聞きしたのが笠原第二ではなくて、笠原のクリーンセンターについては既に平成23年度、平成24年で機能診断の結果、改修を行っている、大きな改修

を行っているということでした。

そこは終わりにしたとしまして、あと2つ聞きたいのが、郷地安養寺がいつから開設になって、あと上会下のほうもいつから開設になって、いつごろ改修が来るのかというその時期なのです。というのが、このグラフのようにまたどこかでぐんと上がるタイミングになるわけです。そこを知りたいので、ちょっと質問いたします。

(下水道課長) 郷地安養寺になりますけれども、こちらのほうの供用開始が平成15年の3月31日、上会下地区については平成15年の4月の1日になります。一応20年を超えたぐらいでまた改修のほうを行う予定でございいますので、令和5年を一つのめどとして考えております。

(川崎) そうしますと、郷地安養寺が平成15年の3月31日、上会下は平成15年の4月1日ということで、全くもうほぼ同じ日に開設しているということは、同じ時期、20年後にこの2つの施設が今度対象になるということです。あくまでも年数上で考えていけばなのですけれども、そうしますとこのグラフのように今度それが2施設というふうになると相当な予算が必要になってくるわけなのですが、そこを今のうちから考えておかないと、どっちも20年たちました、同じ時期にやりましょうというわけにはいきませんので、そこら辺を最適整備構想機能診断にも関係してくるのかもしれないけれども、ストックマネジメントですから当然関係はしてくるのでしょうか。その辺の調整というのはどのように考えていらっしゃるのか伺います。

(下水道課長) 一応令和2年度に最適整備構想を策定する予定でございいますが、その中でどういった計画がいいのかということを考えて進めていきたい予定でございいます。

(秋谷) 私はこっちを見て、監査委員の意見書の。処理区域内人口が28年度からだんだん、だんだん少なくなって、30年度だと2,800人、それと現状の今言った4つの施設と考えたときに、最終的にこの最適整備構想というのでストックマネジメントやる中で考えていくことなんでしょうけれども、上会下はエリア的にちょっと離れているので、ただ郷地安養寺と笠原の第一、第二はもうちょっとうまい使い方というか、そういった

こと考えたほうがいいのかという話を前々から矢部さんが課長やっているところから言っていたような気がするのですけれども、そういったことも含めて最適化をしていくことになるのでしょうか。

(下水道課長) 一応そういう形で、今後どういった形で農業集落排水というものを運営していくかということも含めて、最適整備構想の中でよりよいやり方を考えてこれから対応していきたいなと思っております。

(秋谷) この処理区域内の人口に対して、極端な話今年度の農集の予算規模というのが下水道事業との全体的なこと考えるとウエートが、予算が端的に言うところとちょっとかかり過ぎてしまっているようなイメージなのです、イメージとしては。もうちょっと効率的に進めていくために何かお考えというものがあるもののでしょうか。笠原の第二は当面今補修をってしまったからいいのだけれども、次は郷地安養寺か。上会下はもうある意味ではやむを得ないのでしょうけれども、エリアがもう離れてしまっていますから。この笠原地区とは離れてしまっているから。ただ、3つの施設をいかに効率的にやっていくかというのを何かお考えを持ってやらないとうまくいかないのではないかなと思うのですけれども、どうですか。何かあれば。

(下水道課長) 今後の考え方としていろいろあるかとは思いますが、現状維持するのとか、公共下水道と接続をするのとか、浄化槽に切りかえるのとか、いろんな方法があるかと思うのですけれども、まだそれがどれがいいのかというのはちょっと明確にはお答えできるような状況ではないのですけれども、確かに今後そういったものを含めて考えていかなければいけないのが農業集落排水なのかなというふうには思っております。

(秋谷) 部長さんにお伺いしますけれども、現場で例えばそういう判断って下せないと思うのです、極端なこと言えば。例えば合併処理浄化槽に全部切りかえていったほうが場合によっては幾らか補助金を出したって全然効率的にいつてしまう場合もあるではないですか。そういったものをどういった段階で決断を下していくものなのでしょう。それをどこかでしっかりばんばんばんと決断をしない限り、やっていることが悪い

って言っているのではないです。でも、笠原第二に1億かかってしまったわけではないですか、極端なこと言うと。どこかでその決断を下さなければ、次は郷地安養寺で、その次は上会下でって、ただただやっただけになってしまうではないですか。それだとこのエリアの処理人口はどんどん、どんどん減ってしまっているのにもかかわらず、投下する額はそう変わらないわけです。どこかで決断しなければならないではないですか。そういうときどうするのですか。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後1時33分)



(開議 午後1時35分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(都市建設部長) 秋谷委員からのご質問でございますが、上位機関である県等の区域もございますので、その辺と調整を図りながら今後見直し等の検討をできればと思っております。

以上です。

(委員長) ほかに質疑はございませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありますか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありますか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第96号 平成30年度鴻巣市農業集落排水事業特別会計決算認定について、原案のとおり認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第96号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第98号 平成30年度鴻巣都市計画事業北新宿第二土地区画整理事業特別会計決算認定について、これについて執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(秋谷) 平成31年の3月31日以前の進捗率が61.5%と。一応施行期間は平成34年度までということなのですからけれども、どうなのでしょう。あと3年というのは難しいお話だから、どれくらい期間の延長というのは考えておくべきものなのでしょうか。

(市街地整備課北新宿第二土地区画整理事務所長) 現段階では平成35年の3月までということになっているのですけれども、事業計画の変更というのが確定した日にちがあれば、10年後とか7年後とかという形もできるのですけれども、現段階では最高で延ばせるのが5年間の延伸ということになっておりますので、とりあえずその時期が来ましたら5年間の延長をさせていただくような形で考えております。

(秋谷) ごめんなさい。その時期というのは一体いつなのでしょう。

(市街地整備課北新宿第二土地区画整理事務所長) 35年の3月ということですので、その1年ぐらい前の段階で当然できないような状況であれば、その段階でそういった事業計画の変更の手続をさせていただいて、5年間延ばすような形になってくると思います。

(秋谷) この事業計画の変更というのは、仮に5年延ばして、またさらに延ばすということも可能なのでしょうか。結局は区画がちゃんと整理されてうまくいけばいいといえればいいのでしょうかけれども、ただ事業としてはちゃんときれいに売却が終わらなければいけないわけだから、全て処分がきかなければ終わりではないわけでしょう、ある意味。そうすると、なかなかけつを切るのというのは難しいですよ。

(市街地整備課北新宿第二土地区画整理事務所長) そうですね。5年間延伸して、またその次延ばさなくてはならないという状況になったら、

また5年間延ばしていくような形になってくると思いますけれども、現段階ですと建物をどかした後に下水、水道、ガスだとかを入れた後、道路をつくってまた建物をどかしてというようなパズル的にやっていくような今状況になっておりまして、線路の南側のほうに行きますと建物が随分少なくなってきましたので、今は線路の北側部分でかなりそういった状況でまだどかしていかないと進んでいけないような状況なのですけれども、線路向こうのほうに入ってくるとスピードは上がってくるのではないかなとは思っていますけれども、そういったちょっと段階があるものですから、なかなか今このぐらいで終わるのではないとか、あとは補助金をいただきながらやっているというところもありますので、補助金の入れていただく額によって調整していくようなところもあるものですから、その辺に合わせてその時期によって更新をかけるような形になると思います。

（秋谷）毎回ちょっと聞いていて大変申しわけないのだけれども、販売予定の全体の区画数と現状何画地が処分できているのかと、平成31とか令和元年度何画地の予定なのかというのをちょっと教えてもらいたいですけれども。

（市街地整備課北新宿第二土地区画整理事務所長）現段階で保留地の総数は153画地となっております。こちらはちょっと場合によって少し分割したりするので、数はまた変更があると思いますけれども、現状ではそうなっております。30年度末の状況で処分したものが58画地となっております。30年度に販売したのが4画地になっておりまして、現在2画地ほど販売をしております。今申し込みをいただいているのが2画地ほどです。まだちょっと契約には至っているものではないやつがあるのですけれども、それを今契約に向けて手続をしているところです。

（秋谷）売れる残りは。

（市街地整備課北新宿第二土地区画整理事務所長）95画地が残っています。

（秋谷）令和元年度で売る予定。

（市街地整備課北新宿第二土地区画整理事務所長）令和元年度に抽せん

で販売する予定のところは2画地と。

（秋谷）そうすると、今交渉というか、当たっている2画地をうまく売却できると、もうお客様が来ても出せるものがない状況になってしまうわけですか。

（市街地整備課北新宿第二土地区画整理事務所長）現在ことしに入ってから5画地ほどまだ売れ残りみたいな形であったものがありまして、それに今回2画地を販売するので、7画地になるのですけれども、そのうちの2画地はもう販売ができそうな状況。

（秋谷）では、5は残っているわけね。

（市街地整備課北新宿第二土地区画整理事務所長）はい。

（秋谷）あとは、このたび、このたびって言うのも変だけれども、令和2年の春に向けてか、北新宿の生涯学習センターがうまく間に合ってくれると思うのですけれども、オープンがね。やっぱりああいう施設があると購入しようと思っている人の意欲というのは高まるものなのではないか。もう既に住んでしまっている人に対してはすごく今度利便性はよくなると思うのだけれども、要は魅力ですよ。どんどん、どんどん人口が減ってきて、都市部のほうにどんどん、どんどん流入しているような状態で、区画整理を終わらすために魅力をどうやって高めるかというものに生涯学習センターというのがどれだけ資するものなのか、ちょっと私には判別がきかないのですけれども、どうなのでしょう。

（市街地整備課北新宿第二土地区画整理事務所長）現状では、保留地を購入したいと言ってこられる方に説明するときは、そういった施設ができるということをお話ししますと、ああ、そういうのができてくれるのではありませんかというようなご意見はいただいているのですけれども、現状ではまだ完成したりしていないものですから、今保留地のホームページの見直しをしております、保留地上で今までは形がこういうものだよというようなアピールしかしていなかったものですから、今後はそういう近くにどういうものがあるか、駅からどういう距離であって、その土地を目で見るといいますか、写真でこういう土地ですよというものであったり、周りにこういう施設がありますよというようなものを皆さ

んにネット上で見ていただけるようなホームページづくりをしていこうというふうに考えているのですけれども、ちょっと最近天気が悪くてなかなかいい写真が撮れなかったり、天気がよくなるとちょっと草刈りの苦情が出たりとかで、なかなかちょっと進められていないような状況なのですけれども、早いうちにそういったものをつくって皆さんに、ああ、こういうまち、いいまちができるのだなというのをアピールできるような方法を考えていきたいと思っています。

（秋谷） ちょっとお伺いしたいのが、神奈川とか都心のほうだけなのかな。よく個別の企業名出して申しわけないけれども、松下さんとかが区画全体に新しい住宅構想というか、オール電化は当たり前のこと、もう全部が要は企業が監修して1つのまち、このブロックで自分たちのまちをつくってしまうというようなのをよくやるではないですか、都心のほうに行くと。例えばこの北新宿のある一部のエリアをそういうような形で、企業に丸抱えで一つ宣伝になるようなまちづくりというのをやってみてもらったりできないものなのではないでしょうか。そうすると、すごく人気が出るような気がするのだけれども。

（市街地整備課北新宿第二土地区画整理事務所長） 市のほうで持っている土地の販売という形がなかなかできないものですから、大きな土地を持っている方というのはもともとの地主さんだったりというようなことありまして、そういった方と話し合いをしながらというのものもあるのかもしれないのですけれども、現状では大きく持たれているところというのは、案外積水だとかそういったところが買っていて、そこの1画を全部が積水が建つような形になるものですから、住宅に統一感ができたようなまちづくりにはなっているかなというような印象は受けております。

（秋谷） 積水さんがやっただけしているというのは前々から話には聞いていたのだけれども、もっとイメージを先進化するというのかな、もっと未来都市ではないけれども、すごく今の最先端のシステムを丸抱えで持ってくるようなイメージなのだけれども、何となく都市のほうで見ているのは。そういうのは無理なのだろうか。地主さんと一緒に要は行

政も手をかしてそういったまちづくりをやっている企業さんとタイアップしていくというのかな、そういうようなことが。要は魅力はどうやって高めるかなのだよ、このエリアの。多少都心よりも遠くてもこのまちづくりは先進性がすごくあるみたいな、そういうことを購入者に訴求するようなことをやっていかないと、どう考えても魅力づくりというのは追いつかないような気がするのだけれども、そういったところができないのかね。

（市街地整備課北新宿第二土地区画整理事務所長）ちょっと今の現状ではかなり難しい状況ではあると思いますけれども、うちのほうで使用収益を開始する際に大きく持たれている地権者の方なんかとちょっと相談なんかをさせていただいて、そういう事例もあるからそういうところにはどうでしょうという話はすることは可能かもしれないのですけれども、実際にやはり売る側になってしまうと買ってもらうのが高く買ってもらえるところだったりだとか、自分たちでなかなか何かを建ててという方はいらっしゃらなくて、どこかに売っていただいてしまって、そこが何かをつくるみたいな形になってしまうものですから、なかなか買っていただいた先というのがそういう先進的なところが何か話に来ていただいたりとかというケースがあれば、ご紹介しながらというのもしもできるかもしれないのですけれども、現状ではこちらからそういった企業にアプローチをしてそういうところを紹介してというような状況にはまだ至っていないので、それを当然向こうの持っている方も了承してくれるかどうかという部分もありますので、検討させていただきたいなど。

（川崎）それでは、北新宿のこちらの事業ですけれども、まず概要についてお聞きしたいと思います。いつからの事業で、進捗率云々につきましては今秋谷委員のほうからのご質問があり、答弁もあったのですけれども、事業がいつからなのか、そして153画地をこれは最終的に売る画地ということで確定でよろしいのか、そして今現在売れているということにつきましては先ほどご説明がありましたけれども、今後の見通しということについて重なるかもしれませんけれども、お願いいたします。

（市街地整備課北新宿第二土地区画整理事務所長）まず、この事業です

けれども、平成7年度からスタートしております。吹上町のころにスタートしているのですけれども、平成13年ぐらいまでは反対の方がいらしたということで事業が全く進んでいないような状況が続いていたということなのですけれども、平成13年から工事に着手をしまして、ずっと事業を進めてきたのですけれども、今回このアンダーパスでレクサスとダイハツの間に行く南北幹線という通りがあるのですけれども、それがもともとの計画ですと線路の下をくぐりまして、元荒川にぶつかったらそれが榛名通りのほうに通っていくような形の計画になっていたのですけれども、当時の計算の中ではアンダーパスの工事費が18億ぐらいに見込んでおりまして、実際問題は三谷橋なんかを見ますと50億、60億というような金額がかかってしまうということと、当初の計画では125億でこの事業を進めるという中でそういう計算だったものですから、実際にはそれ以上にかかってきてしまうということがありまして、事業が長期化しているという状況だったものですから、平成19年ぐらいにワークショップを開きまして、こちらの地権者たちに進め方としてこういうアンダーパスとかをなくして建物の移転数とかを減らしながら、現道を生かしたまちづくりということによってもう少し早い時期に終わらせていくか、それとも60年とか70年という期間をかけながらもこのままの事業のまま進めていくかという選択をしていただきまして、平成21年のときにそういう変更をしていきたいと思いますということで説明会を開いて現在その形で進めてきていたのですけれども、アンダーパスをなくしてというような形で県のほうと協議をしていく中でなかなか変更ができなかったのですけれども、平成29年度になりましてその変更がやっと変更することができまして、現在仮換地指定というのが変更ができないとなかなかそういう指定ができなくて、工事を延ばしていきたくても延ばせないというような状況になっていたのが、去年99.3%ぐらい仮換地指定ができましたので、現段階では上下水道のほうなんかにもそれも計画に合わせてそういう下水だとか水道を入れてもらう計画をつくっていただいたりして進めていけるような状況になっております。

(川崎) 詳細にご説明いただき、ありがとうございます。

そうしますと、当初はアンダーパスを諦めて、これは地権者の皆様の判断ですから、125億の予算の中でやっていきたいと思いますということだったわけなのですけれども、今現在どれだけの予算がかかっていますか。

(市街地整備課北新宿第二土地区画整理事務所長) 事業計画上では、現在変更して97億円に削減することができまして、建物の移転に関しましても当初は315軒ぐらい当たるという話だったのが、現状では180軒ぐらいにマイナスされたということで、事業の進捗を早めるような形で進めているところです。

(川崎) ご説明では、むしろ予算を削減することができたのだというふうに受けとめたわけなのですけれども、要はどこまでも延ばせるような話ではないだろうというふうに思っております、現段階では令和5年度の予定というものが、平成35年3月というところですか、令和5年度、それがなかなか難しいだろうということで、5年だったら延ばせるというお話で令和10年度だったらというようなふうに受けとめたのですけれども、これもただでやるわけにはいきませんので、当然ながらどこまで補助金というのも出るかわかりませんし、最終的にやはり大変な事業になるのだろうというふうに思うのです。ここについてなのですが、これもちょっとグラフで見ますと決算報告書の以下の28ページを見ますと、やはりこれもグラフになっております。過去5年間ということになるのでしょうか。平成26年度からのグラフの状況があるのですけれども、この状況を見まして、ここからどういうことが読み取れるのかということをお聞きしたいのですけれども、どうでしょうか。

(市街地整備課北新宿第二土地区画整理事務所長) ちょっと26年度だけ突出しているような部分があるのですけれども、こちらは何か当初ちょっと私もいなかったもので、聞いている範囲の話になってしまうのですが、26年度のときは補助金が当初北新宿についていた分とプラスアルファでほかではちょっと使い切れなくなったというような部分のお金を北新宿が引き受けることができ、物件の移転などをかなり進めたことによってここだけちょっと突出したような形になっているのですけれども、本

来であれば27年度以降のこのような形の補助金の分配とかになってしまうものですから、現在30年度、31年度に関しましては少し補助のやり方と申しますか、今まで社会資本の中でも通常費と言われるものとか旧臨交と言われているようなものをいただいていたのですけれども、それに都市再生区画整理というものをちょっとことしから上乘せさせていただいたような形でいただくことができまして、そういった意味で補助金をできるだけもらえるような方法を考えながら現在進めているような状況ですので、少しずつ上向いていっているのではないかなというような感覚でおります。

（川崎）事業ですので、売らないことには、要するにもうこの事業自体が割に合うのかどうかという、そういう視点ではないのかもしれないのですけれども、民間ですとそういうことは通用しないのだろうなというふうに思うのです。ですので、補助金をいただいたり、いろんなところからいただくということは結構なのですが、いずれにしても終わらせなくてはいけない、この事業を完了させなければならないということが大事でありまして、そこに向けていろんな計画を立てていかないと、これお客様が来ましたからというので1軒ずつ売っていったらいつまでたっても終わらないわけですし、というふうに思うのです。これちょっと素朴な疑問なのですが、造成したら売れる、要するにそれがもう順番なわけですよ。絶対的な順番なので、この造成が間に合わないということなのですか。造成が間に合わないから余り売れないのか。どういうことなのでしょう。

（市街地整備課北新宿第二土地区画整理事務所長）この保留地を売るに当たっては、使用収益開始という形で道路が、四角い土地でしたら4面道路ができ上がって初めて換地と申しますか、この街区部ができ上がって、その中に保留地というものができてくるような形になりますので、道路の形態ができないと換地ができないので、販売できないというような状況になっています。今までやってきている部分というのは、ほぼほぼもう既に道路とかができ上がってきていまして、今回仮換地指定をしたエリアにこれからだんだんと進めていくような今状況になっておりま

して、今後ここ数年間というのはなかなか保留地がつかれない状況というのができてくるかなと思うのですけれども、下水、水道、ガスだとかを入れて道路をつくってという形になるので、その前段で建物をどかしながらやっていくのですけれども、道路ができたら建物をこっちへ移して、この道路を延ばしてとかという形でいくものですから、ちょっともうすぐに何も無いところをつくってしまっただけで造成が終わったからすぐ全部売れるみたいな状況でないのですから、なかなかすぐに保留地が残っているからといって、残っているというのは売れる状況でないので、残ってしまっているというような状況です。道路ができ上がって初めて1つの保留地ができ上がってくるものですから、まだ何もできていないところにできる予定の数が153ということになっておりまして、そのうちの58カ所は売ったのですけれども、まだ残っている部分で道路ができ上がっていないところというのが結構まだいっぱい残っていて、今ことし2カ所売るところが道路ができたので、そういう売るところをつくっているというような状況です。

（川崎）そうしますと、単純計算でいかないのかもしれないのですけれども、毎年何区画だったら売れるのですか、精いっぱい頑張ってください。

（市街地整備課北新宿第二土地区画整理事務所長）そのときそのときになってしまうのですけれども、道路をつくっていけるところが多くあれば、そういう囲めるといいますか、さっきではないのですけれども、L型に例えば道路ができたとしても、こっちにある家をこっちへどかしてとかといって道路をつくっていかなくてはいけないので、その年によって例えば4個、5個できる場合もありますし、一個もできないような、街区の中に1件も保留地がないところもあるものですから、そういう意味ではちょっと毎年コンスタントに出せばいいのですけれども、なかなかそういう状況ではない。

（川崎）相手があつてのことなので、計算がなかなかできないというように受けとめました。

そうしますと、ちょっと視点が変わるのでございますけれども、歳出の状況を見ますと、総務費が1,173万円、28.9%の増加ということで、これは職員人

件費が1,180万円の増加などによるものであるということでありましたけれども、これは職員というのは何名ふやし、どのような仕事をやってもらっているのか。臨時なのか、正規なのかについて伺います。

(何事か声あり)

(川崎) どういう業務をやっている人か。

(市街地整備課北新宿第二土地区画整理事務所長) 職員に関しましてはふえておりません。現状北新宿のほうの職員は当初6名という形になっておりまして、今年度も6名というふうな形になっておりまして、広田のほうの職員と一緒に事務所を一体化させていただいたので、3名分ふえてはいるのですけれども、北新のほうの予算上の人件費は人数というのはふえてはいないような状況です。

(川崎) なかなか難しい事業なのでしょうけれども、これは地権者の皆さんの悲願でもあるでしょうし、ましてや平成7年から、もう旧吹上のときから出ている話ということですので、何としても進捗し、完了をさせなければいけないのだと思いますけれども、どういう工夫が今後考えられますか。当然物件を移転させるということが一番の課題なのか。その課題です。課題の大きい順から言っていて、それに対しての対応策について伺います。

(市街地整備課北新宿第二土地区画整理事務所長) 当初の課題だったのは都市計画道路の変更ができなかったところが課題だったのですけれども、今回平成29年度に変更ができて、30年度で仮換地指定の指定がほぼできているような状況になっておりますので、今後は物件の移転をしてそこにライフラインを入れて道路をつくってという、パズル的な形で進めていくような状況になるのですけれども、1軒の方とかが例えばことしではなくて来年にしてほしいとか、そういった話が出ますと、事務所サイドとしては進めたいのですけれども、やはりそちらの方の話も全然聞かないで進めるといふことにもいかないものですから、そういった部分で計画どおりに進まない部分というのも課題にはなるかと思うのですけれども、そういった部分に関しましてはできるだけ数を重ねて何とか今年度やってくださいとかというお願いはさせてはいただいているので

すけれども、ことしなんかもちょっと受験生がいて、ことしちょっと移転するのはと言われている方もいらっしゃるしまして、そういうところも本来であればどかして、下水を入れて延ばさないと、要は次のところがどかしていけないとか、そういった部分が出てきてしまうお宅なんかもあるのですけれども、そういったところに関しまして、時期はやはり見ていかななくてはいけないところもあるのですが、契約的な部分とかはできれば今年度させていただいて、来年度入ったらすぐにどかしていただけないかというようなお願いをしながら進めているような状況です。

（川崎）そもそも物件を移転される予定の方たちというのは承知しているわけですよね、この事業を。初めて聞きましたということではなくて、当然ながらその事業は予想しているわけなので、いずれにしても移転しなくてはいけないのだということを皆さん承知していらっしゃるのだと思うのです。ですので、実際にいたのですか、そうやって。いたのですね。今年度はちょっと受験生がいるからということであったのですね。さまざまなお事情があるのでしょうけれども、その事業のやはり進捗ということへのご協力ということも、これはしっかりと職員の仕事なのではないかなと思うのですけれども、どうですか。

（市街地整備課北新宿第二土地区画整理事務所長）そういった地権者の方はある程度移転しなくてはいけない方とかというのは理解はあるのですけれども、やはり補助金をいただきながら額がついたものに対して話に行かなくてはいけないところとかもありまして、話しておいてやっぱりだめでしたということも前にあったそうで、そういうときは結局その方は協力しようとしたのに、それがまた後でって延ばされてしまったとかというような方でちょっとご立腹された方とか、そういった方もいらっしゃいますので、なかなかその辺が前もって本当は進めて、前年度に話を進めながら予定されている額だけが必ず来れば順番にというような話ができるのですけれども、なかなか前もって話をするというのが難しいところがありまして、そういった部分で話をしに来てからどかすのに当たってはやはり簡単に1年というのが難しく、建物とかを移転するとなると2年越しでどかす方というのも出てきているような状況です。

(委員長) ほかに質疑はございますか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第98号 平成30年度鴻巣都市計画事業北新宿第二土地区画整理事業特別会計決算認定について、原案のとおり認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第98号は原案のとおり認定されました。

暫時休憩といたします。

(休憩 午後2時19分)



(開議 午後2時39分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第99号 平成30年度鴻巣都市計画事業広田中央特定土地区画整理事業特別会計決算認定について、これについて執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(川崎) では、こちらの事業も監査委員の意見書の資料のほうには39ページに事業の概要ということで載っておりますけれども、これは平成9年度から始まっている事業ということで、平成32年度ということなのです。

で、令和2年度までとなっております。この進捗状況につきましては86.1ということで、計画人口も1,500人というふうになっているわけなのですが、こちらのほうの事業の内容について、概要について伺います。現在までの状況について伺います。

（市街地整備課北新宿第二土地区画整理事務所長）こちらにつきましては、平成9年度から先ほどお話しされたように始まっておりまして、現在86.1%という形で進めております。これ平成31年3月31日現在なので、仮換地指定は100%終わっておりまして、保留地につきましては78画地全体で創設する予定になっているうちの59画地分を現在販売しているような状況です。現在こちらにつきましては、平成32年度ということで平成33年3月末までにこの事業を終わらせるということで進めているような状況でございます。

（川崎）では、平成33年3月末までに終了という見込みでやっていらっしゃるということで、今平成と令和と両方出ているので、わかりづらいのですが、令和2年度中に終了という予定というふうになっているというふうに受けとめました。これはもう予定どおり進みそうですか。

（市街地整備課北新宿第二土地区画整理事務所長）現状では、今1軒ほどちょっと反対している方がいらっしゃいまして、その方と交渉を続けているような状況なのですが、そちらの方がうちのほうの土俵に乗ってきていただければ33年の3月までに終わらせるような状況になるのですが、現状ではちょっとそういうふうな形でうまくはいっておりません。区画整理が始まる前の、午前中ちょっと話が出ておりましたけれども、国土調査をやったときに自分の土地がとられてしまったというような印象があるようで、この区画整理を始めた段階で自分の土地がもっと狭くなると思いますか、減歩によって縮まったり、自分の敷地内に保留地が入ってしまうとかというような状況もあったりするものですから、そういった部分に関してまだちょっと納得をしていただけないような状況ですので、現段階ではそれ以外のところは全て終わらせるような形で進めているのですが、そこだけが今の段階ではまだ課

題となっております。

（秋谷）今の所長の答弁の中のなかなかご理解いただけない方がお一人いらっしゃるという話だけれども、その方のご了承が得られないとどういぐらいの支障が出るのでしょうか。保留地の区画の販売に例えば何画地分影響が出るとか、そういった例示をしてもらえるとわかりやすいのだけれども。

（市街地整備課北新宿第二土地区画整理事務所長）この方がたまたまちょっと端のほうなので、道路を築造してほかの方に影響が出るという部分ではないのですけれども、先ほどの保留地が1画地できるものですから、その1画地の販売が現状といいますか、道路が築造されるまでは販売ができないような状況になります。

（秋谷）そうすると、ご了承が得られなければ道路はできないお話ですよ。そうすると、その1画地だけが仮に販売できないような状況になって、極端な例を言えば永遠にその部分だけでこの事業自体はストップしてしまうということになるのでしょうか、それとも何かウルトラCみたいなものがあるのでしょうか。

（市街地整備課北新宿第二土地区画整理事務所長）区画整理のルールの中には直接施行といたしまして、強制収用みたいなものなのですけれども、最終的にはその方にそういった手続を踏んで、どいていただく作業ということも検討していかなくてはいけないのかなとは思っているのですけれども、今まではちょっと話にもさせていただけなかったということなのですけれども、3月だか4月の段階でちょっと話行ったときには1度話を聞いていただけるといようなことになっているので、ちょっとせがれさんがトラックの運転手か何かされているらしくて、なかなかちょっと時間がつくっていただけなくて会えないような状況なのですけれども、その辺をちょっとできれば時間をつくっていただいて、話し合いを持たせていただいて、もう終盤になってきたので、ご協力を何とかお願いしたいという話をできるだけ回数を重ねていきたいなというふうに考えております。

（秋谷）あとは、78画地のうちの59画地が販売済みということなのだけ

れども、問題の一画地を除いて、あと18画地、これの売れるめどというのはどうでしょうか。立ちそうですか、あと1年半ほどで。

(市街地整備課北新宿第二土地区画整理事務所長) 現在販売させていたでいるところが9画地ほどありまして、そのうち今1カ所だけがことし販売が、契約が結べる形になっておりまして、それ以外のところは今のところ話には来ていただいているのですけれども、まだ契約までにたどり着けていないような状況ですので、ちょっと今後ホームページの見直しなどもあるのですけれども、周りの工場とか、そういったところにもちょっと話に行つて、職員の方とか社員の方といたしますか、そういった方などに買っていただけないかというようなお願いに行つてこようかなというふうには考えております。

(委員長) ほかに質疑はありますか。

(なし)

(委員長) 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありますか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありますか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第99号 平成30年度鴻巣都市計画事業広田中央特定土地区画整理事業特別会計決算認定について、原案のとおり認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員でございます。

よつて、議案第99号は原案のとおり認定されました。

暫時休憩します。

(休憩 午後2時54分)



(開議 午後2時57分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第101号 平成30年度鴻巣市水道事業会計利益の処分及び決算認定について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(川崎) それでは、今ご説明していただいたところと重なるかもしれないのですが、これは監査委員の意見書、結びのところに建設改良事業について見てみるとということで、重点施策として配水管路や浄水場施設の老朽化、耐震化対策に取り組んだというふうにありました。こちら老朽化、耐震化対策ということで、一つの施設に全て行っているものではないと思いますので、それぞれ施設ごとにこちらは老朽化、こちらは耐震対策ですとか、さまざまちょっと分かれていると思うのです。もう少し具体的にお話を聞かせていただきたいと思います。

(水道課副参事) 先ほどのご質問ですけれども、まず配水管の耐震、更新ということ、老朽管の耐震、更新ということで、まず配水管につきましてはまず新設工事2,801メートル、それと布設がえにつきましては1,594メートル、それと開発や個人の受贈管といたしまして24件、1,163メートル、合計5,558メートルの配水管の更新、今耐震を実施いたしました。あと、こっちもちょっと記載はございませんけれども、前砂地内におきまして連絡管、それぞれの地域を結ぶ相互融通させる連絡管の整備、そういうものも行いました。

それと、浄水場関係の更新、耐震につきましては、まず馬室浄水場、これ更新工事ですけれども、馬室浄水場の無停電電源装置等の更新工事、それと吹上第二浄水場旧棟電気設備等更新工事を実施いたしました。こちらの工事の具体的なちょっと内容ですけれども、まず馬室浄水場の無停電電源装置は、これは1997年に設置しておりまして、22年以上経過したそういった設備です。停電になった場合に制御系の電気を供給し続け

るといったような電気設備になっておりますので、例えば停電しても発電機を、制御電源がいきますので、発電機を起動させることができる、そういった重要な機器になっております。それを更新いたしました。さらに、吹上第二浄水場の旧棟電気設備等更新工事につきましては、吹上第二浄水場の旧棟の電気室に設置してあります配水ポンプモーター、あるいは各種電動弁、それに場内の井戸のポンプを動かすための動力計の制御盤が老朽化したために更新工事を実施いたしました。でも、この設備も1977年製でございますので、設置から40年以上経過しております。日々点検しておりますので、漏電による電気事故が懸念されますので、さらにメーカーのほうにも交換部品がもう在庫がないというような、そういった報告も受けておりますので、そういったことで更新工事を行っております。

あと、浄水場関係の耐震化ということで、工事ではないのですが、箕田浄水場の耐震等工事基本設計及び実施設計の業務委託を行いました。箕田浄水場も昭和49年に創設されておりますので、45年以上経過しておりますので、順次これも配水池あるいは配水ポンプ、ろ過設備等を順に更新かけていくといったような設計業務を行っております。

以上です。

（川崎）そうしますと、今行ってきたことについてお話があったわけなのですが、今後の予定ということでどこも確かに新しい施設というのはないわけでありますので、何らかの対策を行っていかなければならないのだと思うのですけれども、そうしたことも何か計画的に今後予定をされているのかどうか、予定がされているようだったらお聞かせ願いたいと思います。

（水道課副参事）まず、平成29年度のときに鴻巣市の水道事業の水道ビジョンを作成いたしました。基本は、この水道ビジョンに基づいて更新、あと耐震を進めていきたいというふうにとちょっと考えております。昨年度さらに管路の更新、鴻巣地域の配水管路の更新計画の作成業務委託、そういったものも実施いたしました。これにつきましては、今までは石綿管のほうを中心にちょっと行っておりましたけれども、ほぼ石綿管の

ほうも整備のほうも一段落ついたということで、今度は創設当初の鑄鉄管ですとか、あるいはポリエチレン管、そういったものを中心に順次進めていきたいというふうな、そういったこと更新計画、そのほうで作成を出しております。対象とするのは基幹管路、要するに全域をループしているそういった基幹管路ですとか、あるいは重要施設へのそういった配水管、そういったものですとか、あるいは埋設道路、県道ですとか、そういった重要路線の配水管などを優先して進めていくというふうに考えております。その後、浄水場につきましては、こういった計画をもとにして収支のバランスもちょっと考えながら順位づけて更新していくというふうに考えております。

以上です。

（秋谷）まずお伺いしたいのが平成29年度と比べて、まず有収率が落ちた理由というのはどういう理由なのでしょうか。

（都市建設部参事兼水道課長）昨年度に比べ有収水率が落ちた原因としては、配管洗浄作業を一昨年と比べて約1.5倍行っている関係ということで、料金とまらない水量が多かったと考えております。

（秋谷）それと、管をきれいにするために自己の水道で水で圧力かけてきれいにしたから、その部分の持ち出しが出てしまったと、そういう理解でよろしいですか。

（都市建設部参事兼水道課長）そのとおりです。

（秋谷）その次が立方当たりの供給単価と給水原価の状況で、例えば29年度の供給のまず単価が上がった理由、それはある意味給水原価が上がった理由と比例するのでしょうかけれども、まずそここのところの理解というものがあるいろいろな給水するための施設の維持管理に費用が相当かかったおかげでこの単価原価が上がってしまったという理解でいいのでしょうか。

（都市建設部参事兼水道課長）まず、給水原価の出し方なのですけれども、通常経常経費から受託工事費とか不用品売却益とか附帯工事業費を除いて、あと長期前受け金戻入とか除いて年間有収水量で割るものですから、受託工事費に影響されてしまう部分があります。なので、経常

経費としては受託工事が多くなるとそこを引いてしまいますので、その部分の影響ではないのかなというふうに考えております。

(秋谷) もうちょっとわかりやすく説明してもらえないかな。ちょっとわかりやすく……

(都市建設部参事兼水道課長) 工事費が多くなると全体費用からその費用、分子がちっちゃくなってしまうと……休憩してください。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後3時28分)



(開議 午後3時30分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(都市建設部参事兼水道課長) 給水原価につきましては、経常費用が昨年度に比べて高くなったため、上がったということです。

(秋谷) その下、これは監査委員の意見書を見ているわけだけれども、県水の単価は変わっていないわけですよ。この単年度だけで見ると地下水のほうが立方当たり高くなってしまいうわけではないですか。これトータルでならずとどれくらいになっているのでしょうか。今現在までのこの単価というのをトータルでならずと。単年度で見てのこの値段でしょう、単年度で見たら。そうではなくて、トータルで一番最初に設備投下が始まってから現在までをならしたらどれくらいになるのでしょうか。どっちで出る、そっちで出る……

(都市建設部副部長) 今までどのくらい費用かかったというのは大変申しわけないのですけれども、算出してございません。ただ、今後井戸を継続して続けるのと県水を100にするなりって、そういった計算をした中では県水を一番近いような浄水場に引っ張る費用、それと今後県水を買ったときのお支払いする費用と井戸を使って、併用ではなくて井戸でやったとかといった、井戸を使っていたというところで費用の比較をしたところでは、井戸を使っていたほうが安いという結果は出しました。

(秋谷) この先ね。

(都市建設部副部長) はい。

(秋谷) そうすると、単年度で見ると例えば給水の原価は上がってしまっているけれども、現状の施設をうまく活用してやっていく分には県水を買うよりもいいということだよね。単純に言えば、それでオーケーだね。これ確認だ。オーケーならオーケーと言ってもらえれば、そのとおりに言ってもらえれば。

(都市建設部参事兼水道課長) そのとおりでございます。1つちょっとつけ加えるとしたら、今ある浄水場設備が今の状態でずっと使い続けていけるというのを前提として、そのとおりでございます。

(秋谷) それで、本会議のときに共産党の竹田さんがおっしゃっていたわけけれども、このたびは県水を受け入れる数が多少少なかったわけけれども、結果的にそのことによる水道事業会計の影響というのはほとんど見られない話だよね。加入金が大変ふえたから、その部分が乗ったという話だけだから、そんなに差がないということなのかな。例えば県水が多少減っても。自分のイメージだと今この給水原価の話をしたけれども、もうちょっと前の水道事業のイメージは県水というものが大変高いイメージで、それが県のほうの事情で買うことになっていたけれども、それがもし下がるものなら、比率が。市の事業会計にとってはプラスになるだろうというイメージで昔は見ていたのです。でも、実際のところ今年度でいうと、この水道事業の部分も利益分というのは駅通り地区の加入金の部分が大変大きなウェイトがあると。実質的に県水の受け入れが多少減ってもそんなに会計自体には影響は出ないということなのかな。量にもよるのか。

(都市建設部参事兼水道課長) 30年度の状況でいいますと、その前の年が約67%、それから62.5%、約63%ぐらいに落としたにもかかわらず給水原価については上がってしまったということが事実です。ということは、では何%になればいいのかというのはちょっと非常に難しい部分がありまして、恐らく修繕もやっていかなければいけない。ある程度老朽化施設についての修繕はやっていかなければいけないので、その費用を今後の計画の見方の中でどれだけ見込めばいいのかというのが先ほど県水、今の状態で何もいじらないでただ買うのと井戸では必ず井戸のほう

が安くなるのですけれども、その投資費用がどうなるかというところまでのシミュレーションが今のところやっていないので、そこはちょっと今後考えていかなければいけないのかなと。では、今ある井戸をどれだけ維持しなければいけないのか、ましてあと井戸を維持するにはどうしても年間の費用というのはかかってしまうので、その稼働率はどのくらいが一番最適なのかというのも含めて考えていかなければいけないのかな。今回の結果としては6%ぐらい落としたにも……約6%ぐらいですか、67.5から62.5に落としても実際結果としては上がってしまったということから、今後考えていかなければいけないのかなというふうに考えています。

（秋谷）あと、委員長報告の質疑で竹田さんが出してこられると困るから、確認しておきますけれども、本会議で包括業務委託の話でこの31年というか、令和元年度にいろんなことをたしか調査、組み合わせとか、そういったものを今やっている最中でしたよね、たしか。そのあたりのお話で何か報告できるものがあるならば何と何の業務委託をあわせてより効率を上げていくとか、そのあたりの方針がもし出ているようなら教えていただきたいのだけれど。

（水道課副参事）包括業務委託です。今現在7月ですけれども、まず公募型のプロポーザルというような形で、まず募集のほうを始めたところでは。今現在申し込みを受け付けしている、そういう状況になっております。業務委託の今の範囲なのですけれども、その範囲としては今現行の上水道の業務委託、それは運転操作ですとか、あるいは機器の保守点検、あるいは日々の点検、浄水場7カ所ありますので、日々のそういった巡回点検、そういったものの業務委託を今現在ちょっと行っておりますけれども、それに今度その包括業務委託といいまして、今まで個々に別々に業務委託をちょっと行っていたものを一つにちょっとまとめたということなのですけれども、まずその業務委託の数としましては二十数本ぐらいはまず1つにまとめております。ですから、具体的にどういったものかってちょっと申し上げますと、例えば先ほども県水の話が出ましたけれども、県水を受けている受水弁の調節弁、そういった調節弁はやは

り毎年点検は行っております。さらに、何か災害があったときには緊急遮断弁といいまして、配水池の水を確保するための緊急遮断弁ですとか、あるいは圧力計だとか水位計ですとか、それらも重要な機器になりますので、そういった機器の保守点検、そういったものも今までは個々にやっていたものもそれも一つにまとめてあります。

あと、浄水場内の例えば植栽の管理ですとか、あるいは配水池の清掃、そういったものに加えて、さらに通信費です。例えば無人の浄水場もありますので、テレメーター回線ではつながっておりますので、そういった電話回線料ですとか、あるいはそういった自家発電機、緊急用の発電機がございますので、そういった重油、軽油、そういったものの全ては業務委託の中に年間使用量の見込みになってしまいますけれども、そういったものもユーティリティーと言いまして、そういった費用も取り込んで、ちょっと一括というような形で今発注して、11月下旬ごろには業者の候補者のほうが決定するかというふうに考えております。

以上です。

（秋谷）それをやることによって給水の原価というものが幾分かは安くなるような形になるのかな。さまざまな委託やら維持管理やらをやってもらっているのは委託でやってもらっているわけでしょう。その部分を圧縮するわけだから、多少給水原価がもとに戻るというか、下がらなければおかしいのかな。そういう理解でいいのでしょうか。そうしないと、結局全体の給水にかかるコストを落とすわけだから、意味がないですものね、やっている意味が。下がらないのだとしたら。こういう理解でいいのでしょうか。

（都市建設部副部長）今現在業務を発注している段階の中で具体的に幾らというのがちょっと申し上げることできないのですが、原価のほうで試算した中ではある程度設計額については落とすのは見込めるところまで、試算のほうはしていただいておりますので、全体的には幾らか単価下げられるかなとは思っております。

（都市建設部参事兼水道課長）経常経費については、先ほど副部長がおっしゃったとおりに下げられますが、原価に対してはどうしてもやっぱり

有収水量がふえるか、ふえないかにも絡んできますので、やはり使ってもらわないとその辺は下がらないのかなというふうに感じております。

(秋谷) あとは、結局どんどん、どんどんほかの部分の管路の更新やら何やらが発生してくるから、そんな簡単に単価が下がるというわけにもいかないのか、結局のところ。そうすると、現状維持ができればまだいいのかな。今決算を見ていると将来的な見通しが、明るい見通しが持てないにしても、現状維持がずっとできるのであればまだいいではないですか。料金の改定とかに影響しないわけだから。それで、万々が一産業団地のほうで大量に水を使ってくれる企業さんでも来てもらえればなおいいわけだから、いろんなことをやる中で何とか現状維持をしていくような感じになるのでしょうか、将来的な見通しとしたら。

(都市建設部参事兼水道課長) 今委員さんのおっしゃるとおりなのですが、現状でいいますと給水収益の中の一般家庭用というのはやはり人口が減っていますので、徐々に減っております。今、今回も人口減っているのに有収水量は若干の微増でしたが、これは工業用とか公官庁とか、そういう事務所がふえた関係で人が減っても減らずに済んでいると。そうしますと、工業用とかがもし誘致が成功すればまた水を使っただけということ、その料金を上げる時期を前にずらせるというふうには考えております。

(委員長) ほかに質疑はございませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はございませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はございませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第101号 平成30年度鴻巣市水道事業会計利益の処分及び決算認定

について、原案のとおり可決及び認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第101号は原案のとおり可決及び認定されました。

次に、議案第102号 平成30年度鴻巣市下水道事業会計利益の処分及び決算認定について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

(委員長) 暫時休憩といたします。

(休憩 午後4時07分)



(開議 午後4時24分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑を求めます。質疑はありますか。

(川崎) では、1点だけなのですが、建設改良事業についてなのですが、汚水整備事業として汚水管渠築造工事が3,675.50メートル施工された結果、新たに15.85ヘクタールが供用開始となり、これにより1,463.55ヘクタールが整備済み区域とされたということですが、そうしますと整備されていない区域がどのぐらい残るのかということについてお伺いいたします。

(下水道課長) お答えします。

整備面積として、まず整備率なのですが、95.7%になるのですが、その分母になるのが市街化区域面積といたしまして、これが1,530.1ヘクタールあります。分子のほうが整備面積ということになりますので、1,463.55という。その割り算をすると整備率として95.7%が終わっているということになります。それが30年度末の数字になります。

(川崎) それでは、全体的な締めくくりとしまして、令和元年度から令和10年度までの10年間を計画期間とした鴻巣市下水道事業経営戦略を策定したということですが、この計画の初年度に今年度はなるわけです。

こちらの結論としても書いてありますが、下水道は都心における生活環境の改善、安全確保及び環境保全に必要な不可欠な施設であり、市民生活の基盤を支えるものである。人口減少社会の到来と節水意識の浸透等により下水道使用料の増収は見込めない状況ではあるが、引き続き効率的な事業運営に努められ、鴻巣市下水道事業経営戦略を踏まえた中長期的な視点に立った計画的な事業推進を望むという、これは監査委員の報告でございました。そこで今年度から始まるということで、具体的な取り組みですから、そういうことについて何かお話ができますか。

（下水道課長）まず、経営戦略とはということなのですが、公営企業として下水道事業を持続させていくためにはみずからの経営等についての的確な現状把握を行った上で、中長期的な視野に基づく計画的な経営に取り組み、徹底した効率化、経営健全化を行うことを目的としております。この計画の期間というのは、事業の進捗の状況や点検評価を毎年行って、その結果を踏まえておおむね5年ごとに見直しを図っていくということになります。維持管理的なものの中でストックマネジメント計画というのも昨年度やっているのですが、それとひもづけて、関連づけて、そういった形で今後の下水道の経営について考えていくということになります。

（秋谷）まず、本会議上で共産党の竹田議員がおっしゃっていた話をさせてもらいますが、30年度に西部第3排水区の雨水整備事業、雨水管をこれは前年の話だから、緑町から大間の部分を抜いた事業なわけなのだけれども、あの事業の効果というものをどうやって見れる機会というのがあるのだろうか。結局地下に埋まっているものだから、住民の方々が雨水が自分の住宅、敷地内の、特に大間地域の方々の雨水の低減にどれだけ効果があるかということを見せられないと言ったらいいのかな、理解してもらいたくてもどうやったら理解してもらえるかなということなのだけれども。緑町側は、今後もう一回工事をかけて水を上で抜き取ってもらう工事が残っているから、緑町の方々というのはまだ先なのだけれども、大間地域の雨水の浸水対策に対しては先ほど低減効果がある話ではないですか。それをどうぞご理解いただこう。というのは、共産党

さんは大雨のときに浸水するまちづくりをやっているのですねというように言っているから、そういうことをやっているのではないよということを自分は言いたいわけなのだけれども、どうやったらご理解いただけるのだろうか。ちゃんと市はそうやって幸町だの大間の3丁目あたりの雨水対策というものをちゃんと考えてやっているのだよというのをわかってもらうため。何かないかな。地下にマイクロスコープを入れて、すごい量の水がうわっと入っているとか、そういうのを見せるような機械。

（下水道課長）ちょっとなかなかそれは難しいところもあるかと思うのですけれども、ゲリラ豪雨にしても降る雨量が全然毎回毎回違うので、同じものが毎回降るのであればこの間はこうだったけれども、今回はこうだよという形で見せられるというか、証明できるかもしれないのですけれども、毎回降る量が大体違うので、それをちょっと証明するというのはなかなか難しいかもしれないのですけれども、ただ西部第3の工事をやる前と比べて、確実に降った雨がはける時間というのはかなり早くなっていると思うので、その辺で前は15分で引いたものが例えば5分で引くようになったよという、それだけでも効果ではないのですかという話で、そういった形でお話是可以できるのかなと思うのですけれども、ちょっとなかなか雨の降る量というのは毎回同じではないので、ちょっとそれはなかなか比較が難しいと思うのですけれども、そういった形でお示しできるのではないのかなとは思っているところではございます。

（秋谷）例えばきのうの夜とか、職員さん泊まり込みで雨水対策というか、そういう浸水とかあったときに土のうを持っていったりなんたりということをするために泊まりがけでやっていらっしゃったと思うのだけれども、例えば従前に比べて例えば大間の第3排水区の中の例えばそういう土のうを持っていく数が減っているだとか、そういったものというのはいませんか、データとして。例えば浸水してきた件数が減ったとか、そういうようなのってないのかな。危機管理か、もしこっちで言ったら。あるいは道路。

（下水道課長）土のうを持っていくというのはちょっと下水道課ではな

いので、私のほうもその数字は把握はしていませんけれども、実際に幹線を入れたところの水の引き方というのは完全に早くなったなどというのは私の目で見て、確認はしてございます。なので、以前は土のうが必要だっただろうと思われるお宅様も多分要らないとは言わないのですが、そんなに使う頻度はなくなっちはきているのではないのかなと思います。

（秋谷）何とかしてこれだけの多額の予算をかけて工事をやったことだから、時間と経費をかけて。何とかしてちゃんと住民の方々のことを考えてやっているのだというのを知らしめたいのです。そうしないとせっかくあれだけの大工事をやっても、変なことをおっしゃる方々がいれば理解してもらえないので、それは大変悔しいので、検討していただけますか、何かしら。本当マイクロスコープ入れて、水の入ってくるのをがあつとインターネット上で流すとか、そんなの無理なのかな。何ができるか。

（下水道課長）今言われたのマイクロスコープとか、その辺はちょっと難しいかと思うのですけれども、先ほど申したように冠水する時間が減ったという形で認識していただくしかないのかなというふうに思います。

（秋谷）では、しょうがないな。

別のところをちょっとお伺いします。28ページあたりで聞いてみようか。工事請負費の中の公共下水道汚水面整備工事のところでは原馬室と小松の2、3でしたっけ、あとは松原、大間のあたりの工事に入ったわけだけども、これで一応その計画、認可を受けた工事、認可区域といったらいいのかな。その部分には全て手がついたという理解でいいのでしょうか。要は暫定逆線引きのところに手がついたということで。

（下水道課長）全てまだ終わってはいないのですけれども、ほぼほぼ終わってきております。大間に関しては、今年度もまだ工事がございますし、松原に関してもまだ今年度は残っていますが、もうあと残りわずかになってきているとは思っています。

（秋谷）そうすると、要は我が市の下水道事業としての先行投資期間と

いうのかな、会計見てもわかるように思いっきり借金潰けという言い方も変な言い方だけれども、先行投資に突き進んできているわけなので、余裕を持って今度は中期的な維持管理の方向に入っていくという理解でいいのでしょうか。

(下水道課長) 全くそのとおりでございます。それを策定したのがストックマネジメント計画ということで、今後はそういったもののストックを維持管理していくような方向に向かっていくように進めていきます。

(秋谷) また、暫定逆線引き地域のほうにちょっと話が戻ってしまうのだけれども、最終的にあのエリアの方の全体の面整備が100%完了するのはいつごろになるのでしたっけ、予定だと。

(下水道課長) 一応今の予定では37年度、令和7年度には終わる予定で事業を進めております。

(秋谷) 昔いた議員さんで自分のエリアのほうはいつ来るのだ、いつ来るのだと言っているような議員さんがいらっしゃったのを、それいつも思い出すので、やっとそういう話ができるようになったのは大変いいことだと思うのですが、今後この事業会計自体がストックマネジメントか、そういう方向で維持管理をしていく方向になる中で、会計上の帳尻という言い方は変だな。しっかりと料金収入と維持管理に係る分が賄える時期というのはどれくらい先になるのでしょうか。完全に賄うのは無理だと思うのだけれども、水道事業のように要は安定してくる時期というのかな。

(下水道課長) 経営戦略のほうの中でシミュレーションを行っているのですが、あくまでも試算なのですけれども、2089年度には純利益がマイナスとなるという結果になっております。

(ちょっと休憩してもらっての声あり)

(委員長) 暫時休憩します。

(休憩 午後4時38分)



(開議 午後4時39分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(秋谷) そしたら、別の数字で聞こう。例えばこの下水道事業の業務概況で行くと、年間有収率というのはこれ以上上がらないものですか。29年度が78.7で、30年度83.3%まで上がったではないですか、有収率が。これは、もっと上がるものなのですか。

(下水道課副参事) 今面整備をやっておりますけれども、そちらのほうで水洗化人口のほう上がり、有収水量が上がれば有収率は有収水量割る汚水処理水量なので、原価としては上がってほしいなと思うのですが、現状は汚水処理水量のほうは平成30年度は年間の降雨量が昨年度に比べて低かったということで、有収率も分母が小さくできたので、数字としてはいい方向の数字になったのですけれども、そういった影響もあるので、一概にはちょっと言えないのかなと思います。

(委員長) ほかに質疑はございますか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第102号 平成30年度鴻巣市下水道事業会計利益の処分及び決算認定について、原案のとおり可決及び認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第102号は原案のとおり可決及び認定されました。

以上で付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

次に、まちづくり常任委員会の視察研修についてお諮りします。まちづくり常任委員会の視察研修について、日程は令和元年10月23日水曜日か

ら25日金曜日の3日間、視察先、視察項目については富田林市「下水道事務の広域化について」、箕面市「水道料金のクレジット収納について」、守口市「空き家等対策計画について」とし、実施したいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

(委員長) ご異議なしと認めます。

よって、まちづくり常任委員会の視察研修について、ただいま申し述べたとおり行うことに決定をいたしました。

これをもちましてまちづくり常任委員会を閉会いたします。

なお、会議録の調製及び委員長報告書につきましては、委員長に一任願います。

お疲れさまでした。

(閉会 午後4時45分)